

上毛町
国土強靱化地域計画

令和4年4月

上毛町

目次

はじめに	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
第1章 上毛町の地域特性	4
1 町の概況	4
(1) 地勢	4
(2) 気象	4
(3) 社会的条件	5
2 自然災害に関する特性	6
(1) 災害履歴	6
(2) 災害危険性	8
第2章 地域強靱化の基本的な考え方	13
1 対象とする災害	13
2 基本目標	13
3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針	13
(1) 強靱化の取組姿勢	13
(2) 取組の効果的な組み合わせ	14
(3) 地域の特性に応じた施策の推進	14
4 計画の期間	17
第3章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	18
1 脆弱性評価の考え方	18
2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	18
3 施策分野の設定	20
4 脆弱性評価結果	20
(1) 脆弱性の分析・評価の手順	20
(2) 脆弱性評価結果	21
第4章 推進方針（取り組むべき事項）	22
1 直接死を最大限防ぐ	23
2 救助救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	30
3 必要不可欠な行政機能は確保する	34
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	35
5 経済活動を機能不全に陥らない	36

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	38
7 制御不能な二次災害を発生させない	41
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する.....	43
第5章 各種施策の推進と進捗管理	45
別表	46
別表1 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果	46
1 直接死を最大限防ぐ	46
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	54
3 必要不可欠な行政機能は確保する.....	60
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する.....	62
5 経済活動を機能不全に陥らせない.....	63
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	65
7 制御不能な二次災害を発生させない.....	69
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する.....	71
別表2 KPI 一覧.....	74
別表3 個別の事業一覧.....	86

はじめに

1 策定の趣旨

東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。

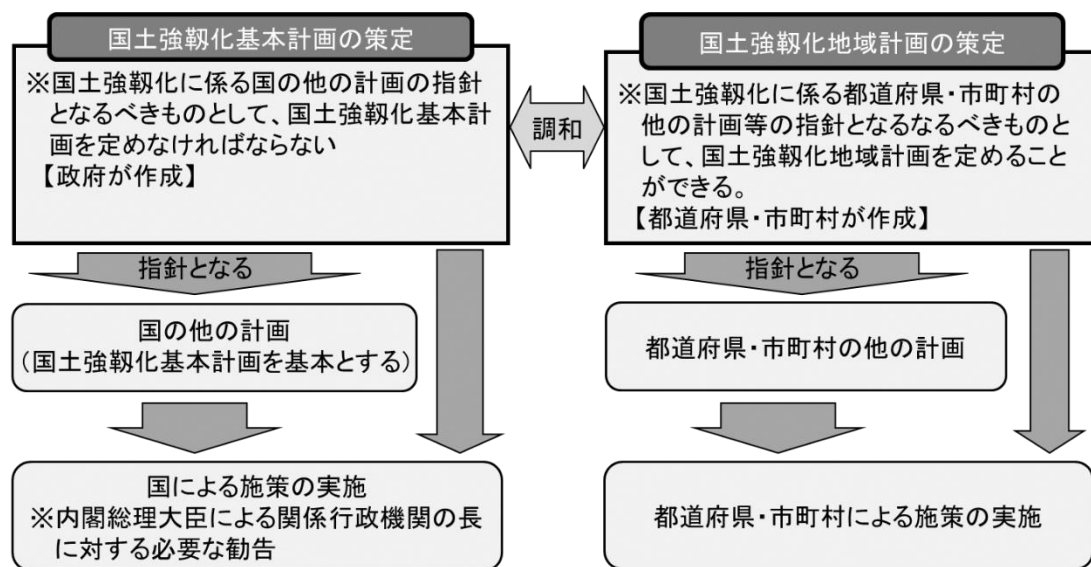
このような中、国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された。（平成 30 年 12 月 14 日、基本計画の変更について閣議決定）

本町においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な町土・地域・経済社会の構築に向けた「町土の強靱化」を推進するため、「上毛町国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

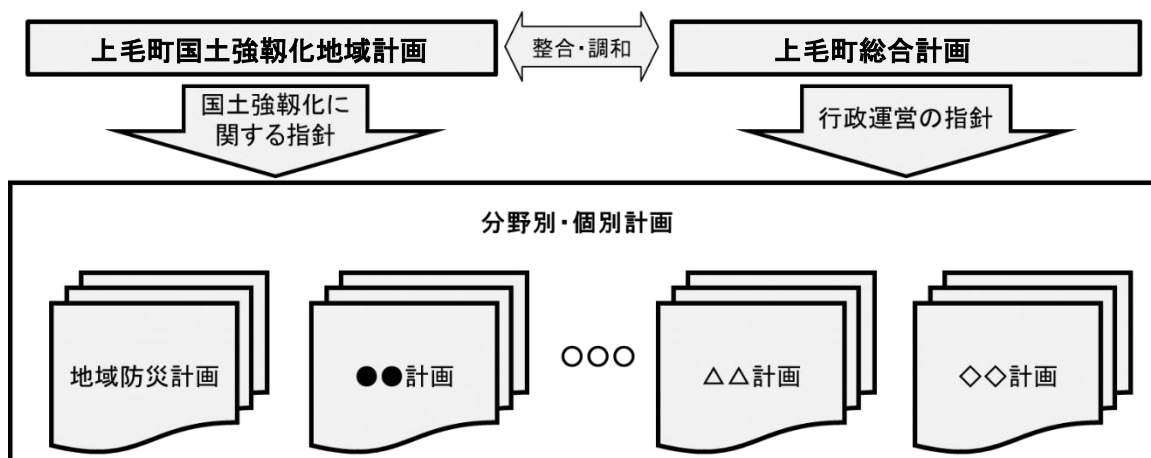
2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）であり、国の基本計画及び県の国土強靱化地域計画との調和を図りつつ、本町の町政の基本方針である「上毛町総合計画」とも整合を図りながら策定し、「上毛町地域防災計画」や各分野別計画における本町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針性をもつ計画として位置づけるものである。

◆国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係（第10条ほか）



◆本計画の位置づけ



◆地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や風水害といった災害の種類ごとに、その対応を取りまとめたものである。このため、「地震・津波対策編」、「風水害対策編」など、災害ごとに計画が立てられている。

一方、地域強靱化計画は、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないように、「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を平常時から作り上げていこうとするものである。

そのため、まずは「起きてはならない最悪の事態」を想定して、そういう事態に陥らないために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチがなされている。

◆地方創生総合戦略との関係

国土強靱化及び地方創生の取組は、施策の効果が災害時・平常時のいずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも、同じく地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有するものである。

したがって、地域強靱化計画は、両者の相乗効果を高めるため、地方創生総合戦略と調和・連携が図られたものとなっている。

第1章 上毛町の地域特性

1 町の概況

(1) 地勢

上毛町は、福岡県の最東端に位置し、西は豊前市、北は吉富町、東から南は大分県中津市にそれぞれ接しており、東西を山国川、佐井川に挟まれ、山間部に向かい三角形に広がった形状をしている。町域は、面積の6割を森林が占め、山間部を除いて起伏は少なく、概ねなだらかな田園地帯で、総面積は62.44 km²である。

① 位置



② 河川

種類	水系	河川名
一級河川	山国川	山国川
二級河川	佐井川	佐井川

(2) 気象

本町の気候は、おだやかな瀬戸内海気候に属し、九州で最も雨の少ない地域の1つであり、平均気温は15℃～16℃で温暖、年間降水量は1,700 mm～1,800 mmである。

また、台風は九州北部地方において、年間約3個の接近がある。

（３）社会的条件

① 人口の状況

ア 人口

本町の令和２年国勢調査による人口及び世帯数は、7,251人、2,797世帯となっている。

世帯数は増加傾向にあり、１世帯あたり人口は減少傾向にあることから、継続的な核家族化の進行が見受けられる。

イ 高齢化の進行

本町における65歳以上の高齢者人口（高齢化率）は、平成27年に2,510人（33.7%）であったものが、令和２年には2,615人（36.1%）となっており、高齢化が進んでいる。（令和２年国勢調査）

② 土地利用の状況

本町の土地利用は、田園と林野を主とする土地利用がなされており、森林が総面積の約３分の２を占めている。

○土地利用面積（単位：km²）

総面積	耕地	宅地	森林	その他
62.44	10.00	2.67	38.82	10.95

出典：福岡県市町村要覧

③ 経済・産業の状況

本町の産業構造は、総生産額比率で見ると、第１次産業2.1%、第２次産業63.8%、第３次産業33.7%、その他0.4%となっており、第２次産業のウエイトが高く、第１次産業のウエイトが低くなっている。（平成27年度県民経済計算年報（平成30年3月発表）福岡県市町村要覧）

2 自然災害に関する特性

(1) 災害履歴

① 風水害

県内では台風と集中豪雨による被害が多く、梅雨前線に伴う豪雨は河川の氾濫を引き起こし、台風はさらに風による災害を引き起こしている。台風は7月から9月を中心として福岡県に接近・上陸するが、秋に接近・上陸する台風は大型が多い。

本町に被害を与えた風水害としては、昭和19年9月17日の台風の襲来による大災害で、各河川の井堰、橋梁の流失、堤防の決壊などにより多大の被害をもたらした。

近年では、平成3年9月14日・27日の台風17号・19号の襲来による災害がおこり、町内全域3日間停電、NTT電話回線被害甚大等に加えて、住家全壊3棟・半壊8棟等の被害に及んだことがある。

なお、平成24年7月の九州北部豪雨においては、床下浸水9棟である。

② 地震

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域である。近年に県内で被害を受けた事例としては、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震（震源深度約9km、マグニチュード7.0、最大震度6弱）がある。なお、この地震による津波の被害はない。

本町では、過去の記録をみると、福岡県西方沖地震では震度4であったが被害記録はなく、以外の地震でも大きな被害を与える震度の地震は発生していない。

なお、南海トラフ巨大地震について、平成24年8月29日に内閣府から「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告) 及び被害想定(第一次報告) について」が公表されており、本町では最大震度5強が想定されている。

■ 直近の本県関係の地震【2016年(平成28年) 熊本地震】

年月日 時間	震源	深さ (km)	M	被害の概要
2016/4/16 1:25	熊本	12	7.3	震度7 西原村、益城町 震度6強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度6弱 阿蘇市、別府市ほか 福岡県 最大震度5強 県内の住家被害 半壊1棟、一部損壊230棟

■ 過去の本県関係の主な地震

(日本被害地震総覧より)

年月日 時間	震源	深さ (km)	M	被害の概要
679/12/- 夜	筑紫		6.5- 7.5	家屋倒壊、 幅2丈(6m)長さ3000余丈(10km)の地割れ
1872/3/14 17時頃	浜田沖		7.1	久留米地区で液状化による被害
1941/11/19 1:46	日向灘		7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害。宮崎ではほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1mで船舶に若干の被害。 震度5 宮崎 人吉 震度4 福岡 熊本 大分
1968/8/6 1:17	愛媛県 西部	40	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパイプが破損し、重油170klが海上に流出 震度5 大分 震度4 福岡 山口 宮崎延岡 熊本 阿蘇山 鹿児島
1996/10/19 23:44	日向灘	34	6.6	有感範囲は福井市までと広範囲にわたったが、被害は宮崎・大分県などで棚のものが落下する程度。飫肥城大手門・松尾の丸などで瓦が数百枚落ちた。沿岸で波高10cm程度の小津波。 震度5 宮崎 鹿児島 震度4 福岡
1997/6/25 18:50	山口県・ 島根県境	8	6.6	軽傷2名、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊176棟。水道断水は、阿東町、むつみ村の2町村でピーク時90戸。 震度6強 益田市 震度4 福岡
2005/3/20 10:53	福岡県 北西沖	9	7.0	福岡市を中心に被害。 人的被害：死者1名、重傷者197名、軽傷者989名 住家被害：全壊143棟、半壊352棟、 一部損壊9,185棟 上毛町 最大震度4

(2) 災害危険性

① 風水害

本町において風水害を受ける可能性のある対象は、福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）によると、次のとおりである。

水害関係では、重要水防箇所は、国指定が8箇所、県指定が8箇所（2河川）、災害危険河川区域が41箇所指定されている。

また、土砂災害関係では、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所指定されており、急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ・Ⅱ）が38箇所ある。

■風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域・箇所	箇所数・延長
水害	重要水防区域（山国川） A ランク	1 箇所（40m）
	重要水防区域（山国川） B ランク	7 箇所
	重要水防箇所（友枝川）	7 箇所（840m）
	重要水防箇所（東友枝川）	1 箇所（130m）
	災害危険河川区域（山国川水系黒川）	10 箇所（1,100m）
	災害危険河川区域（山国川水系友枝川）	10 箇所（494m）
	災害危険河川区域（山国川水系東友枝川）	12 箇所（810m）
	災害危険河川区域（山国川水系有田川）	2 箇所（27m）
	災害危険河川区域（山国川水系松尾川）	6 箇所（265m）
土砂災害	砂防指定地	25 箇所
	土石流危険渓流	41 箇所
	地すべり防止区域	0 箇所
	地すべり危険箇所	0 箇所
	急傾斜地崩壊危険区域	2 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ）	22 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅱ）	16 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅰ）	0 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅱ）	0 箇所
山地災害	山腹崩壊危険地区（国有林）	0 箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）	55 箇所
	崩壊土砂流出危険地区（国有林）	1 箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	66 箇所
	地すべり危険地区（民有林）	1 箇所
水害、土砂災害等	道路危険箇所	64 箇所

出典：福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）（令和3年3月）

本町における水害の危険性については、佐井川の洪水時における想定最大規模の浸水想定区域として、佐井川沿いの矢方・緒方地区から吉岡・中村地区までの広い範囲での浸水が想定されている。河川沿いを中心に「水深 0.5m 以上～3.0m 未満の区域」が点在し、矢方地区、緒方地区、成恒地区、大ノ瀬地区、八ツ並地区、吉岡地区、中村地区では、「水深 0.5 未満」がほぼ全域に広がっている。

また、山国川の想定最大規模の浸水想定区域では、山国川沿いの原井地区から垂水地区に至るまで広範囲での浸水が想定されている。河川沿いを中心に「水深 5.0m 以上～10m 未満」が点在し、集落を含む広い範囲で「水深 3.0m 以上～5.0m 未満」となっている。平成 24 年 7 月の豪雨時には一部で氾濫が発生し、月の輪学園付近の道路が冠水。恒久橋付近では氾濫寸前にまで至ったことなどから、十分警戒する必要がある。

【佐井川洪水浸水想定区域】

- ・作成主体 福岡県
- ・指定年月日 令和元年 5 月 28 日
- ・前提条件 3 時間雨量 305 mm

【山国川洪水浸水想定区域】

- ・作成主体 国土交通山国川河川事務所
- ・指定年月日 平成 29 年 3 月 29 日
- ・前提条件 9 時間総雨量 528 mm

② 地震災害

福岡県では、東日本大震災を踏まえ、最新の知見に基づき、災害想定を見直すとともに、平成 24 年 3 月に地震に関する防災アセスメント調査が実施された。

現在、県内において存在が確認されている活断層は 7 つであり、それぞれの活断層の評価は下表のとおりとなっている。



【福岡県内で確認されている活断層の位置】

【福岡県に存在する活断層の国等における評価】

活断層名	警固断層帯 (北西部)	警固断層帯 (南東部)	小倉東断層	福智山 断層帯	西山断層帯 (西山区間)	水縄断層帯	宇美断層	日向峠— 小笠木峠 断層帯
断層の長さ (km)	25	27	23	28	43	26	23	28
マグニチュード	7.0	7.2	7.1	7.2	7.6	7.2	7.1	7.2
平均的な活動間隔	不明	3,100年～ 5,500年	不明	9,400年～ 32,000年	不明	14,000年	20,000年～ 30,000年	不明
最新の活動時期	2005年福岡 県西方沖の 地震	4,300年前 以後、3,400 年以前	4,600年前 以後、2,400 年以前	28,000年前 以後、13,00 0年以前	13,000年前 以後、概ね 2,000 年前 以前	679 年筑紫 地震	4,500年前 以降	不明
今後30年以内に地震 が発生する確率	不明	0.3～6%	0.005%※	ほぼ0～3%	不明	ほぼ0%	ほぼ0%	不明

※ 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図

※ 以外 国（地震調査研究推進本部）による長期評価

福岡県西方沖地震以降、能登半島地震（平成19年3月25日マグニチュード6.9）、新潟県中越沖地震（平成19年7月16日マグニチュード6.8）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月14日マグニチュード7.2）など、内陸の活断層を震源として発生する地震が続き、いずれも平成18年度のアセスメント調査の想定規模（マグニチュード6.5）を超えていること、さらに東北地方太平洋沖地震（平成23年3月11日マグニチュード9.0）という想定を越えた巨大地震が発生していることを踏まえ、福岡県は想定地震規模の見直しを行った。

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）では、県内の主要な6つの断層のうち、特に人口が集中する県内主要都市を中心とする地域に被害を及ぼすと判断される代表的活断層（小倉東断層、西山断層、警固断層、水縄断層の4つの断層）が活動した場合と基盤地震動一定（注※）を行っている。

この中で、上毛町に最も近い小倉東断層と、最も大きい被害を与える基盤地震動一定における被害想定結果を整理し以下に示す。

小倉東断層による被害想定では、最大震度が5弱であり、建物、ライフライン、人的被害の想定は0となっている。

一方、基盤地震動一定による被害想定では、最大震度が6弱であり、全壊建物が747棟、

死者数43名、負傷者数1,059名、避難者数734名が想定されている。

(注) ※：震度6弱程度となるようなマグニチュード6.9で深さ10kmを想定した場合の被害想定

■町域の地震想定の設定

想定震源断層	小倉東断層	基盤地震動一定
震源断層の幅・長さ	幅：8.5 km 長さ：17 km	—
震源断層の深さ	上端：2 km 下端：10.5 km	10 km
マグニチュード	6.9	6.9
破壊開始点	両端及び中央の下端	—
破壊形式	同心円状	—

■本町における地震被害想定結果

想定地震		小倉東断層	基盤一定
破壊開始点		中央下部	—
地震の規模 (M：マグニチュード)		6.9	6.9
震源の深さ		上端2km 下端10.5km	10.0km
最大震度		5弱	6弱
液状化現象		低い	高い～低い
斜面崩壊	危険度 A 箇所数	0	0
	被災建物棟数	0	0
建物被害棟数	全壊 (木造・非木造)	0	747 (725・22)
	半壊 (木造・非木造)	0	615 (591・24)
	全半壊 (木造・非木造)	0	1,362 (1,316・46)
	全半壊率 (%)	0	18.9
火災被害	出火件数	0	4
	焼失棟数	0	0
ライフライン被害箇所	上水道管	0	25
	下水道管	0	0
	電柱	0	3
	電話柱	0	3
道路被害箇所 *	吉富本耶馬溪線	0	1
人的被害	死者数	0	43

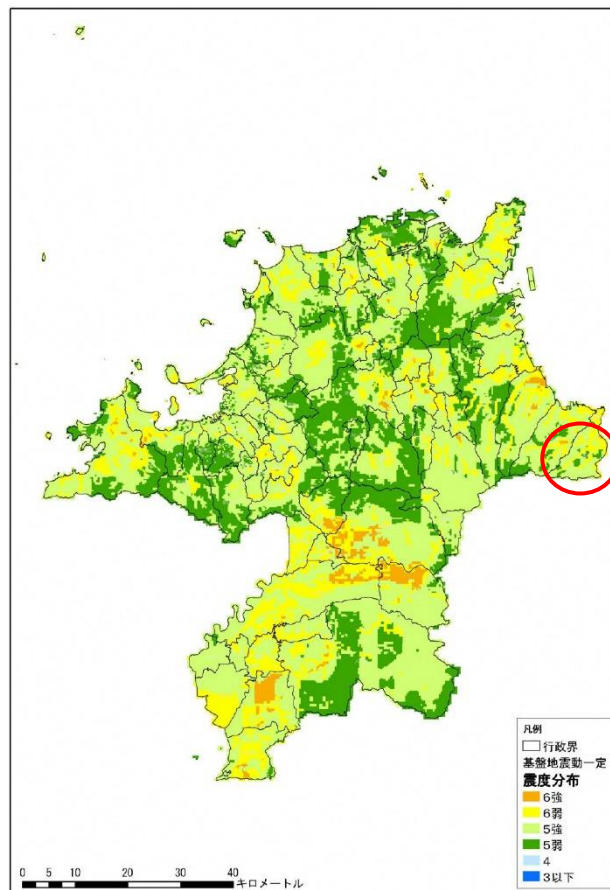
要救護者	負傷者数	0	1,059
	要救出者数	0	123
	要後方医療搬送者数	0	106
	避難者数	0	734

(注) * :道路被害は県内での被害箇所数（上毛町域とは限らない）

出典:地震に関する防災アセスメント調査報告書(福岡県 平成24年3月)

基盤地震動一定における震度分布では、本町のほとんどの範囲で震度5強となっており、部分的に6弱がみられる。

■震度分布図（基盤地震動一定）



第2章 地域強靱化の基本的な考え方

1 対象とする災害

町民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本町における過去の災害被害及び国の基本計画を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

上毛町で想定すべき自然災害には、地震災害、土砂災害・水害等がある。

2 基本目標

国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 町域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

なお、基本目標をより具体化するため、別途、8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

町では、国の基本計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」に準じることとした上で、地域の特性を踏まえ、地域強靱化を推進する上での基本的な方針を定めている。本町においても、国や県との調和を図るため、特に以下の点に留意して地域強靱化を推進する。

（1）強靱化の取組姿勢

○ PDCAサイクルの実施

地域強靱化は、長期的な視点に基づき計画的な取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的な視点に基づきPDCAサイクルによる進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

○ 「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域強靱化の取組を通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図る。

○ 代替性・冗長性の確保

防潮堤や橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める。

○ 国全体の強靱化への貢献

他地域での大規模災害時に上毛町に求められる対応は、被災市町村に対する人員の派遣、物資の提供、避難者の受入であり、被災地域からの支援要請を踏まえ、具体的な検討を進める。

○ 平常時の有効活用を踏まえた対策

景観の改善と災害時の倒壊リスクの回避に有効な無電柱化の取組や、安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入などのように、災害時のみならず平常時の活用も念頭においた対策となるよう工夫する。

(2) 取組の効果的な組み合わせ

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

○ 各主体との連携の強化

他市町村との広域連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

○ 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOで協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、コミュニティ、事業者等）が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

○ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。

○ 地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化（防災）を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靱化を社会全体の取組として推進する。

○ 女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人等への配慮

災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員など、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。

また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取組を含め、十分な配慮を行う。

<参考>

国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」(※基本計画引用)

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM (Evidence-based Policymaking: 証拠に基づく政策立案) 概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

4 計画の期間

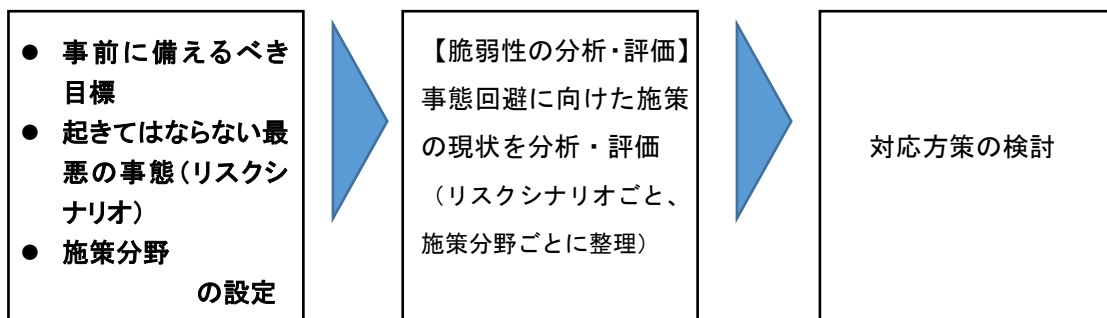
令和4年度を始期とし、国の基本計画や福岡県強靱化計画の見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとする。

第3章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

上毛町では、国が示す評価手法を参考に、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施した。



2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本計画では、上毛町の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性や懇談会の意見等を踏まえて整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と27の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

上毛町の 27 のリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1)	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2)	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-3)	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4)	防災リテラシー教育の不足等に起因する避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1)	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2)	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3)	警察、消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-4)	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5)	被災地における医療機能の麻痺
		2-6)	被災地における疫病・感染症の大規模発生
		2-7)	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1)	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1)	サプライチェーンの寸断等による経済活動の機能不全
		5-2)	食料等の安全供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1)	エネルギーの長期にわたる供給停止
		6-2)	上水道等の長期にわたる供給停止
		6-3)	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
		6-4)	交通インフラの長期にわたる機能停止
		6-5)	防災インフラの長期にわたる機能不全
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1)	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2)	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		7-3)	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。	8-1)	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2)	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3)	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-4)	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野を、以下のとおり設定した。

施策分野	個別施策分野	①住宅・都市 ②保健医療・福祉 ③エネルギー ④産業 ⑤交通・物流、 ⑥農林水産 ⑦町土保全 ⑧環境 ⑨行政機能／消防／防災教育等
	横断的分野	⑩リスクコミュニケーション ⑪人材育成、⑫官民連携 ⑬老朽化対策・研究開発

4 脆弱性評価結果

（１）脆弱性の分析・評価の手順

27 のリスクシナリオごとに、次の手順により実施した。

1 「最悪の事態が発生する要因」の洗い出し

リスクシナリオごとに関連する強靱化施策を整理する際に、施策の漏れを防止するため、リスクシナリオと施策を直接的に結び付けるのではなく、まずは、具体的にどのような被害が生じて「最悪の事態」に陥るのかを想像しながら、「起きてはならない最悪の事態が発生する要因」を設定。



2 脆弱性の現状調査・分析

「最悪の事態が発生する要因」を踏まえた上で、リスクシナリオごとに町の各部局等が実施している施策を調査・整理。

- (1) 町の各部局等において実施している施策を調査
- (2) 各施策の進捗状況の把握、課題等の分析



3 脆弱性の課題の検討・評価

- (1) リスクシナリオごとに強靱化施策の評価を実施。
- (2) 施策の進捗度等を表す指標（現状値）を可能な限り設定
- (3) (1) を踏まえ、施策分野ごとに評価結果を整理

(2) 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果は、別紙1のとおりである。

なお、評価結果のポイントは以下のとおりである。

○ 各主体との連携強化が必要

地域強靱化に向けた取組の実施主体は、国、県、市町村のみならず、住民や事業者など多岐にわたっており、地域強靱化を着実に推進するためには、各主体が一体となって効果的に施策等を実施していくことが重要であり、日頃の訓練や連絡調整等を通じてその実効性を確保しておくことが必要。

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了までに長期間を要し、充当できる財源にも限りがあることから、コスト・期間・規模等を十分に勘案し、訓練や防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、計画的に実施することが必要。

○ 代替性・冗長性の確保が必要

橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努めることが必要。

○ 地域強靱化に向けた継続的な取組が必要

地域強靱化の取組に終わりではなく、長期的な視点に立って、計画的に進めることが必要。

第4章 推進方針（取り組むべき事項）

（１）施策推進に当たっての目標値の設定

施策推進に当たっては、個別施策の進捗状況を定量的に把握できるよう、可能な限り具体的な数値目標を重要業績指標（KPI）として設定した。

なお、本計画に掲載する目標値は、町以外の福岡県や国などが主体となって実施する施策も数多くあることなどから、今後の事業量等を確定的に積み上げたものではなく、施策推進に関わる各主体が目指すべき努力目標として位置付ける。

また、計画策定後においても、状況変化等に対応するため、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

（２）リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策として、その推進方針及び目標値をリスクシナリオごとに整理した。

なお、整理した強靱化施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれるが、これらの施策については、「起きてはならない最悪の事態」の回避に最も関連の深いリスクシナリオに掲載することとし、他のリスクシナリオへの再掲は省略する（詳細については別紙3を参照）。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策推進方針は、以下のとおりである。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
住宅、特定建築物の耐震化(総務課、住民課) ○建築物の所有者等に対し、耐震化の理解を深めるための相談窓口の設置やセミナーの開催を行うとともに、県と連携し、木造戸建て住宅や大規模特定建築物等の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。 ○また、耐震性が不明な公共施設等について、「上毛町耐震改修促進計画」に位置付け、耐震診断を義務付けることにより、計画的な耐震化の取組みを促進する。
病院、社会福祉施設等の耐震化(長寿福祉課、子ども未来課) ○病院が災害時に中核的機能を提供できるよう、国庫補助等を活用して施設の耐震化を着実に促進する。社会福祉施設等についても、改修を促進するとともに、老朽施設については、緊急度の高いものから優先的に全面改築による耐震化を促す。
応急危険度判定体制の整備(総務課、住民課、建設課) ○被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、県と連携し、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の登録者数拡大に向けた養成講習会を開催し登録を行う。
住環境等の整備(企画開発課、建設課) ○住環境等の整備を促進するため、土地区画整理事業及び住環境整備事業や狭あい道路整備等促進事業を実施することに対し、国の交付金による各種事業を行う。
指定避難所・指定緊急避難場所となる施設の整備、老朽化対策(総務課、企画開発課、教務課) ○指定避難所・指定緊急避難場所となっている施設の機能を維持するため、改築・更新等の維持管理を適切に行う。
多数の人が集まる場所等における避難対策【再掲⇒1-4)、1-2)、1-3)】(総務課、企画開発課、教務課)
指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【再掲⇒1-4)、1-2)、1-3)】(総務課、長寿福祉課、子ども未来課)
避難行動要支援者の避難支援【再掲⇒1-4)、1-2)、1-3)】(総務課、長寿福祉課、子ども未来課)
福祉避難所への避難体制の整備の促進【再掲⇒1-4)、1-2)、1-3)】(総務課、長寿福祉課)
防災教育の推進【再掲⇒1-4)、1-2)、1-3)】(総務課、教務課)
避難行動等の教訓の広報啓発【再掲⇒1-4)、1-2)、1-3)】(総務課)
消防施設の耐震化【再掲⇒2-3)】(総務課)

常備消防の充実強化【再掲⇒2-3】(総務課)
消防団の充実強化【再掲⇒2-3】(総務課)
自主防災組織の充実強化【再掲⇒2-3)、1-2)、1-3)、1-4】(総務課)
帰宅困難者に対する支援【再掲⇒2-4】(総務課)
各種防災訓練の実施【再掲⇒3-1)、1-2)、1-3)、1-4】(総務課)
防災情報通信基盤の整備【再掲⇒4-1)、1-2)、1-3)、1-4】(総務課)
情報伝達手段の整備【再掲⇒4-1)、1-2)、1-3)、1-4】(総務課)
防災メール・まもるくんの運用【再掲⇒4-1)、1-2)、1-3)、1-4】(総務課)
災害・防災情報の利用者による対策促進【再掲⇒4-1)、1-2)、1-3)、1-4】(総務課)

1-2) 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進(総務課、産業振興課、建設課) ・河川改修 ○国や県と連携し、大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行う。 ○近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む。 ・雨水流出抑制策雨水流出抑制策 ○流域の都市化により低下している保水・遊水機能の復元を目的とした雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制をさらに進めるため、必要性について普及啓発を行う。対策として、水田を活用しての田んぼダムや学校の校庭を活用しての校庭貯留の取組を検討する。 新技術等を活用した災害対策の構築(総務課、建設課) ・危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置 ○河川の監視体制や、住民への情報提供を強化し、早急な水防活動や住民の適切な避難判断を支援することを目的に、従来の水位計や河川監視カメラに加え、低コストで設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラについても設置を推進し、適切な維持管理を行う。 ・ドローン等の新技術活用 ○平成 29 年7月九州北部豪雨の際に、通行止めの影響により災害現場に近づけない箇所が多発し、被害状況の把握に時間を要したことを受け、ドローンの有効活用を行う。

洪水に対するハザードマップの作成(総務課) ○水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップ を作成・更新し、ハザードマップを活用した防災訓練等を実施をする。 ○洪水ハザードマップについては、水防法の改正により、想定最大規模降雨に対応したハザードマップへ見直しを行ったが、現状にあったハザードマップを提供できるよう定期的な更新を行う。
河川における水害対応タイムラインの策定(総務課) ○災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムライン策定を行う。
「水防災意識社会再構築ビジョン」の推進(総務課) ○施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・都道府県・市町村等からなる、山国川圏域の「山国川大規模氾濫減災協議会」において、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。
適時適切な避難指示等の発令(総務課) ○令和3年5月に改定された「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、適切に避難指示等を発令する 。 発令基準の見直し等、国の動向に注視し、適切な避難情報の発令に努める。
多数の人が集まる場所等における避難対策【再掲⇒1-4)、1-1)、1-3)】(総務課、企画開発課、教務課)
指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【再掲⇒1-4)、1-1)、1-3)】(総務課、長寿福祉課、子ども未来課)
避難行動要支援者の避難支援【再掲⇒1-4)、1-1)、1-3)】(総務課、長寿福祉課、子ども未来課)
福祉避難所への避難体制の整備の促進【再掲⇒1-4)、1-1)、1-3)】(総務課、長寿福祉課)
防災教育の推進【再掲⇒1-4)、1-1)、1-3)】(総務課、教務課)
避難行動等の教訓の広報啓発 【再掲⇒1-4)、1-1)、1-3)】(総務課)
自主防災組織の充実強化【再掲⇒2-3)、1-1)、1-3)、1-4)】(総務課)
各種防災訓練の実施【再掲⇒3-1)、1-1)、1-3)、1-4)】(総務課)
災害対策本部設置運営訓練等の実施【再掲⇒3-1)、1-3)】(総務課)
防災情報通信基盤の整備【再掲⇒4-1)、1-1)、1-3)、1-4)】(総務課)
情報伝達手段の整備【再掲⇒4-1)、1-1)、1-3)、1-4)】(総務課)

防災メール・まもるくんの運用【再掲⇒4-1)、1-1)、1-3)、1-4)】(総務課)
災害・防災情報の利用者による対策促進【再掲⇒4-1)、1-1)、1-3)、1-4)】(総務課)
河川施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)【再掲⇒6-5)、7-1)】(建設課)

1-3) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
新技術等を活用した災害対策の構築【再掲⇒1-2)】(総務課、建設課)
「水防災意識社会再構築ビジョン」の推進【再掲⇒1-2)】(総務課)
適時適切な避難指示等の発令【再掲⇒1-2)】(総務課)
人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進(総務課、建設課) ・土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備 ○土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、公共施設等の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の 高い箇所を中心に砂防施設等の整備を進める。 ・気候変動等の影響を踏まえた重点的整備 ○近年、頻発する甚大な土砂災害を踏まえ、下記の緊急性・重要性の高い箇所に ついては、重点的に施設整備を行う。 ※緊急的に土砂・流木の流出防止対策が必要な溪流における捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備 ※土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高く、緊急性の高い箇所における砂防堰堤等の整備 ※被災のおそれが高く、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築 ・既存ストックを有効活用した対策 ○効率的な施設整備を進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを活用した整備を行う。
治山施設の整備(総務課、建設課) ○山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、保安林及び治山施設の整備を行っていく。
土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化(総務課) ○土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、地形改変等による新たな土砂災害警戒区域の指定など区域の見直しを適時行うとともに、土砂災害ハザードマップの作成・更新をし、県と連携した住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発に努める。 ○また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者等に対し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度の周知を行う。これらの取組みを行うことで、実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図る。
多数の人が集まる場所等における避難対策【再掲⇒1-4)、1-1)、1-2)】(総務課、企画開発課、教務課)

指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【再掲⇒1-4)、1-1)、1-2)】(総務課、長寿福祉課、子ども未来課)
避難行動要支援者の避難支援【再掲⇒1-4)、1-1)、1-2)】(総務課、長寿福祉課、子ども未来課)
福祉避難所への避難体制の整備の促進【再掲⇒1-4)、1-1)、1-2)】(総務課、長寿福祉課)
防災教育の推進【再掲⇒1-4)、1-1)、1-2)】(総務課、教務課)
避難行動等の教訓の広報啓発【再掲⇒1-4)、1-1)、1-2)】(総務課)
自主防災組織の充実強化【再掲⇒2-3)、1-1)、1-2)、1-4)】(総務課)
各種防災訓練の実施【再掲⇒3-1)、1-1)、1-2)、1-4)】(総務課)
災害対策本部設置運営訓練等の実施【再掲⇒3-1)、1-2)】(総務課)
防災情報通信基盤の整備【再掲⇒4-1)、1-1)、1-2)、1-4)】(総務課)
情報伝達手段の整備【再掲⇒4-1)、1-1)、1-2)、1-4)】(総務課)
防災メール・まもるくんの運用【再掲⇒4-1)、1-1)、1-2)、1-4)】(総務課)
災害・防災情報の利用者による対策促進【再掲⇒4-1)、1-1)、1-2)、1-4)】(総務課)
砂防施設等の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)【再掲⇒6-5)】(建設課)
治山施設の老朽化対策【再掲⇒6-5)】(建設課)

1-4) 防災リテラシー教育の不足等に起因する避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
多数の人が集まる場所等における避難対策(総務課、企画開発課、教務課) ○大規模集客施設の管理者等に対し、定期的に避難訓練を実施するよう働きかける。 ○また、災害時の通信手段として有効な公衆無線 LAN Wi Fi)など、地域の特性に応じ多様な手段を活用し、情報伝達手段を多重化するよう働きかける。

指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制(総務課、長寿福祉課、子ども未来課) ○避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外避難者の支援、避難所の施設管理者との連携等を記載した避難所運営マニュアルを作成する。
避難行動要支援者の避難支援(総務課、長寿福祉課、子ども未来課) ○避難行動要支援者の個別避難支援計画の策定を行い、自主防災組織を対象とした研修会や訓練などを開催する。
福祉避難所への避難体制の整備の促進(総務課、長寿福祉課) ○要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、対象施設と連携し、住民参加の研修会や避難訓練を実施する。
外国人に対する支援(総務課、住民課、教務課) ○災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、平時より多言語防災ハンドブックにより防災に関する知識の普及に努める。また、福岡県国際交流センター等と連携し、多言語での情報提供を行うため、外国人向け 防災メール・まもるくんの登録促進や「災害時通訳・翻訳ボランティア」の養成に努める。併せて、ホームページやソーシャルネットワーキングサービスを通じて、国内外の観光客に対し、多言語で防災情報や気象などの情報を発信する。
防災教育の推進(総務課、教務課) ○児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、各種研修の機会を通して周知を行う。
避難行動等の教訓の広報啓発(総務課) ○過去の災害において適切な避難行動につながった自助・共助の取り組み等を各種会議やイベント、出前講座等の機会を通じて普及啓発を図る。
交通情報の収集・提供【再掲⇒2-3】(総務課)
自主防災組織の充実強化【再掲⇒2-3)、1-1)、1-2)、1-3】(総務課)
各種防災訓練の実施【再掲⇒3-1)、1-1)、1-2)、1-3】(総務課)
支援に係る災害対応能力の向上【再掲⇒3-1】(総務課)
機動的な応援体制の整備【再掲⇒3-1】(総務課)
防災情報通信基盤の整備【再掲⇒4-1)、1-1)、1-2)、1-3】(総務課)
情報伝達手段の整備【再掲⇒4-1)、1-1)、1-2)、1-3】(総務課)
防災メール・まもるくんの運用【再掲⇒4-1)、1-1)、1-2)、1-3】(総務課)

災害・防災情報の利用者による対策促進【再掲⇒4-1)、1-1)、1-2)、1-3)】(総務課)

2 救助救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
公助による備蓄・調達の推進(総務課) ○災害時に迅速かつ着実に備蓄物資を供給するため、適切な管理を行うとともに、避難所運営に必要な資機材等の整備を行う。 ○また、物資の供給等に関する協定の締結を行い、締結先の拡大を図る。
自助・共助による備蓄の促進(総務課) ○町民や事業所等による備蓄を促進するため、広報誌への掲載など啓発を実施する。
給食施設における給食供給体制の整備(子ども未来課、長寿福祉課、教務課) ○県と連携し、給食施設ごとの備蓄状況を取りまとめ、施設基準の指導監査を行う所管部局へ情報提供を行い、当該部局で、各施設に応じた供給体制の整備を行う。
受援体制の確保【再掲⇒3-1)、2-3)、2-5)、2-6)、2-7)】(総務課)
水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進【再掲⇒6-2)、5-2)】(建設課)
水資源の確保【再掲⇒6-2)、5-2)】(建設課)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
公助による備蓄・調達の推進【再掲⇒2-1)】(総務課)
自助・共助による備蓄の促進【再掲⇒2-1)、2-4)】(総務課)
給食施設における給食供給体制の整備【再掲⇒2-1)】(子ども未来課、長寿福祉課、教務課)
現場映像配信体制の構築(総務課) ○国(九州管区警察局福岡県情報通信部)は、災害時に県及び県警察が真に必要とする現場映像を迅速・的確に提供できるよう、平常時から県、県警察及び他機関が主催する防災訓練等に積極的に参加し、モバイル型映像伝送装置等による映像伝送技術の向上を図る。
分散型エネルギーの導入促進(総務課、住民課) ○再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの 自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化に資する重要な設備であるため、事業者等と連携し、導入促進を図る。
各主体と連携したエネルギー需給の確保【再掲⇒6-1)】(総務課、住民課)

荒廃農地対策【再掲⇒7-3】(産業振興課)

2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

交通情報の収集・提供(総務課)

○カメラ情報による詳細な渋滞情報の収集・提供や避難誘導経路の把握等を行うため、主要幹線道路を中心に防犯カメラの整備を順次進め、対象路線の拡大を図る。

消防施設の耐震化(総務課)

○町内消防団詰所等消防施設の耐震化を図る。

常備消防の充実強化(総務課)

○京築広域圏消防本部と連携し、消防団との応援体制や活動現場での部隊運用がより円滑に行えるよう、協力を図る。

○このほか、大規模災害に備え、福岡県消防相互応援協定に伴う応援体制の実効性の確保を図る。

消防団の充実強化(総務課)

○消防団活動の周知を行うとともに、消防団員の報酬引上げ等による処遇改善、他市町村からの通勤者や通学者の入団を認めること、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入を働きかける。

自主防災組織の充実強化(総務課)

○地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組により、自主防災組織の設立促進と活性化を図る。

受援体制の確保【再掲⇒3-1)、2-1)、2-5)、2-6)、2-7)】(総務課)

2-4) 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

自助・共助による備蓄の促進【再掲⇒2-1)、2-2)】(総務課)

帰宅困難者に対する支援(総務課)

○帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結等を行う。

2-5) 被災地における医療機能の麻痺

病院、社会福祉施設等の耐震化【再掲⇒1-1)】(長寿福祉課、子ども未来課)

現場(急性期医療)の DMAT による医療支援(子ども未来課)

○災害派遣医療チーム(DMAT)による迅速かつ適切な医療支援を受けられるよう、迅速に派遣を要請できる体制を確保する。

避難所・現場救護所の J MAT による医療支援(子ども未来課)

○災害時の円滑な医療活動のため、県と県医師会等との協定により、医療救護班・薬剤師班の編成及び派遣、災害支援ナース（看護師・助産師）の派遣を要請できる体制を確保する。
被災地における DPAT による精神科医療及び精神保健活動の支援(子ども未来課) ○災害派遣精神医療チーム（DPAT）による迅速かつ適切な精神科医療及び精神保健活動の支援を受けられるよう、迅速に派遣を要請できる体制を確保する。
保健医療調整本部の設置(子ども未来課) ○保健医療活動チームによる医療救護活動、健康管理支援等、大規模災害時の災害対策に係る保健医療活動を効果的・効率的に行うため、町災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、保健医療活動に関する情報連携等、保健医療活動の総合調整を行う。
健康管理体制の構築【再掲⇒2-7）、2-6）】(子ども未来課)
DHEAT による 保健医療行政の指揮調整機能等の応援【再掲⇒2-7）、2-6）】(子ども未来課)
受援体制の確保【再掲⇒3-1）、2-1）、2-3）、2-6）、2-7）】(総務課)

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
避難所・現場救護所の J MAT による医療支援【再掲⇒2-5）、2-7）】(子ども未来課)
被災地における DPAT による精神科医療及び精神保健活動の支援【再掲⇒2-5）、2-7）】(子ども未来課)
保健医療調整本部の設置【再掲⇒2-5）、2-7）】(子ども未来課)
疫病のまん延防止(子ども未来課) ○予防接種法に規定される疾病のまん延防止上緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や県等関係機関との情報共有を図る。
感染症の予防・まん延防止(子ども未来課) ○感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、国内に病原体が常在していない感染症について、国内での発生を想定し医療機関や関係団体等との密な連携を図る。
健康管理体制の構築【再掲⇒2-7）、2-5）】(子ども未来課)
DHEAT による 保健医療行政の指揮調整機能等の応援【再掲⇒2-7）、2-5）】(子ども未来課)
受援体制の確保【再掲⇒3-1）、2-1）、2-3）、2-5）、2-7）】(総務課)

下水道 BCP の実効性の確保【再掲⇒6-3】(建設課)
農業集落排水施設の老朽化対策【再掲⇒6-3】(建設課)
浄化槽の整備【再掲⇒6-3】(建設課)

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
避難所・現場救護所の J MAT による医療支援【再掲⇒2-5)、2-6】(子ども未来課)
被災地における DPAT による精神科医療及び精神保健活動の支援【再掲⇒2-5)、2-6】(子ども未来課)
保健医療調整本部の設置【再掲⇒2-5)、2-6】(子ども未来課)
疫病のまん延防止【再掲⇒2-6】(子ども未来課)
感染症の予防・まん延防止【再掲⇒2-6】(子ども未来課)
健康管理体制の構築(子ども未来課) ○県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、マニュアルを策定し、関係機関が連携して 中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
DHEAT による 保健医療行政の指揮調整機能等の応援 (子ども未来課) ○県と連携し、保健医療調整本部や保健所の 災害時保健医療対策に係る 指揮調整機能等を応援する 災害時 健康危機管理支援チーム(DHEAT)の構成員の人材育成、資質の維持・向上に取り組む。
福祉避難所の設置・運営(総務課、長寿福祉課、子ども未来課) ○設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や、必要な物資・器材・人材の確保等、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう、福祉用具の調達や福祉専門人材の派遣に関する関係団体との協定の締結等を通じて、福祉避難所における器材や人材の確保を行う。
受援体制の確保【再掲⇒3-1)、2-1)、2-3)、2-5)、2-6】(総務課)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
防災拠点となる公共施設の整備(総務課) ○地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、町の防災拠点となる施設等のうち緊急性の高い箇所の整備を推進する。
業務継続体制の確保(総務課) ○大規模災害時における業務継続計画を策定し、実効性のある計画とする。
各種防災訓練の実施(総務課) ○国や県と連携して防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、防災訓練や研修会を実施する。
受援体制の確保(総務課) ○大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画 の継続的な見直しや同計画 に基づく訓練等を実施する。
受援に係る災害対応能力の向上(総務課) ○町の受援に係る災害対応能力の向上を図るため、受援訓練、訓練の検証結果を踏まえた災害時受援計画の見直しを行う。
災害対策本部設置運営訓練等の実施(総務課) ○町による災害対策本部設置運営訓練を実施するとともに、訓練の検証結果を基に、地域防災計画や災害対応マニュアルなどの見直しを行う。
機動的な応援体制の整備 (総務課) ○発災後、早期に被災市町村の行政機能を支援するため、機動的に応援職員を被災地に派遣できるよう、事前に災害時緊急派遣チームの要員を指定するとともに、要員に対する研修を行う。
罹災証明の迅速な発行(総務課) ○大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化するため、罹災証明書の発行に係る必要人員の確保やシステムの早期導入について検討を行うとともに、国や県が行う住家被害認定の調査・判定方法についての研修等に参加する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

防災情報通信基盤の整備(総務課)

○法令に基づく情報の収集・伝達を確実に行うため、県と国、市町村、防災関係機関とを結ぶ福岡県防災・行政情報通信ネットワークの計画的な維持管理を行う。また、高度化、多様化する情報通信に対応し、災害時の確実かつ迅速な通信手段とするため、同ネットワークの再整備により主回線を高速・大容量の光回線、副回線を地上無線回線等で二重化するとともに、災害・防災情報を市町村等との間で共有・配信できるシステム等を構築する。

情報伝達手段の整備(総務課)

○住民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、情報伝達手段の多重化を図る。
○防災行政無線に加え、インターネットや緊急速報メールなどによる情報伝達の実施。防災行政無線デジタル化に伴い、メールや LINE、SNS を活用した情報伝達も運用を開始した(R3.9～)。
○また、新たに災害情報共有システム(L アラート)と連携し、町の災害・防災情報をテレビ、ラジオ、インターネットなど様々なメディアへ提供する。

防災メール・まもるくんの運用(総務課)

○気象情報や避難指示等の情報を住民へ確実かつ迅速に伝達するため、防災メール・まもるくんの情報配信を適切に行うとともに、登録者数の拡大に向け、町広報誌への情報掲載や関係機関へのリーフレットの配布等を通じた周知を図る。

災害・防災情報の利用者による対策促進(総務課)

○町民や事業者等 が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、町民や事業者等に対し、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかける。

5 経済活動を機能不全に陥らない

5-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の機能不全
企業 BCP の策定促進(企画開発課) ○福岡県中小企業団体中央会が行う BCP 策定マニュアル の普及や BCP 普及促進セミナー開催、福岡県中小企業振興センターや商工会議所・商工会が行う窓口相談などの取組を通じて、町内事業者に対し、BCP 策定の必要性や策定方法及び組織の事業継続能力を維持・改善するためのプロセスの重要性等の周知を図る。
商工業者への事業継続支援(企画開発課) ○県、商工会、中小企業振興センター、中小企業団体中央会、信用保証協会、金融機関、中小企業診断士などの専門家などで構成される地域中小企業支援協議会を中心に、中小企業支援に連携して取り組むとともに、被災時には、各構成機関の支援メニューを活用することにより、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する。
事業継続力強化支援計画の策定促進(企画開発課) ○町内事業所の事業継続力を強化するため、商工会が町と共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画(BCP)の作成、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画の策定を促進する。
代替性確保や信頼性を高めるための道路整備(企画開発課、建設課) ・東九州自動車道4車線化の実現に向けた取組 ○大規模災害時において、多重性・代替性を確保し、信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、県と国に対して、東九州自動車道の4車線化の整備を早期に実現するよう強く働きかける。
広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化(建設課) ○災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、港湾・空港等の物流拠点と高規格幹線道路や地域高規格道路を結ぶアクセス道路の整備を進める。
5-2) 食料等の安定供給の停滞
企業 BCP の策定促進【再掲⇒5-1】(企画開発課)
商工業者への事業継続支援【再掲⇒5-1】(企画開発課)
事業継続力強化支援計画の策定促進【再掲⇒5-1】(企画開発課)
農地の防災・減災対策(産業振興課) ○農地の湛水被害の防止・軽減を図るため、湛水被害が生じている地域を対象として、県と連携して、排水機、排水樋門、排水路等の整備を進める。
農業水利施設の老朽化対策(産業振興課)

○農業生産力の維持安定を図るため、農業水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修・更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策を推進する。 ○また、自然災害からの減災・防災を図るため、農業用施設の定期的な整備点検実施し、破損等危険箇所の補修を行うなど、平常時からの適切な維持管理を行っている。
農道・林道の整備、保全(建設課) ○災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備、管理を行う。またトンネルや橋梁の点検・診断なども実施する。
水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進【再掲⇒6-2)、2-1)】(建設課)
水資源の確保【再掲⇒6-2)、2-1)】(建設課)
地域における農地・農業水利施設等の保全【再掲⇒7-3)、7-1)】(産業振興課)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) エネルギーの長期にわたる供給停止
現場映像配信体制の構築【再掲⇒2-2】(総務課)
各主体と連携したエネルギー需給の確保(総務課、住民課) ○「福岡県地域エネルギー政策研究会報告書」(平成 27 年 3 月)の提言を踏まえ、エネルギーを最大限効率的に利用するとともに、環境にも配慮したエネルギーが安価かつ安定的に供給される社会を目指し、更なるエネルギー施策の充実に努め、ブラックアウト(大規模停電)などエネルギーインフラ(送電線・ガス管等)が途絶した場合の供給・分配手段の確保も含め、事業者や市民等にも働きかける。 ○また、エネルギーインフラの災害対応力の強化を図るため、広域的な電力融通を可能とする地域間連系線の弾力的な運用などについて、国や県に対し提言を行う。
6-2) 上水道等の長期にわたる供給停止
気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【再掲⇒1-2)、6-5)、7-1)】(総務課、産業振興課、建設課)
水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進(建設課) ○耐震性能を有する水道施設の整備を図るよう、水道施設耐震化計画の策定を検討するとともに、国庫補助を活用した施設整備を行う。 ○また、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める。
水資源の確保(建設課) ・有効利用 ○雨水の有効利用を推進するため、情報発信力のある学校等への雨水タンクの設置、ホームページ等を活用した普及啓発を実施する。 ・水道施設の広域的整備 ○水道施設の広域的な連携を推進する。
6-3) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
下水道 BCP の実効性の確保(建設課) ○町が管理する農業集落排水において、下水道 BCP(業務継続計画)の策定に取組み又訓練を行い実効性を高めていく。
農業集落排水施設の老朽化対策(建設課) ○農業集落排水施設の計画的な老朽化対策を進めるため、機能診断及び長寿命化計画の策定に取り組み、必要な対応を実施していく。
浄化槽の整備(建設課)

○老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進するため、町民が行う浄化槽整備事業に要する経費の一部を補助する。

6-4) 交通インフラの長期にわたる機能停止

道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強(建設課)

○大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、道路法面等の崩壊、落石等の災害を防止するための整備として、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などを着実に実施する。緊急輸送道路での対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所(鉄道近接や広域迂回など)での対策を重点的に進める。

道路橋梁の耐震補強(建設課)

○地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、橋長 15m 以上の橋梁を対象として、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を行う。

○安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋の耐震補強を重点的に進める。

緊急輸送道路の整備(建設課)

○大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路 に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進める。

啓開体制の強化(建設課)

○各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整える。

無電柱化の推進(建設課)

○道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議の上、無電柱化の取組を進める。

○各道路管理者は、道路の防災性能の向上のため、電線管理者等の理解を得て国の「無電柱化推進計画」に位置付けられた対象道路の整備を推進する。

○また、緊急輸送道路における新設電柱の占用の抑制や、低コスト手法の活用などによる無電柱化の取組を行う。

道路の雪寒対策の推進(建設課)

○大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時等においては、インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報盤等を活用した情報配信によって、円滑な交通確保に努め、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ソフト・ハード両面での取組を推進する。

生活道路の整備(建設課)

○災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、町民の安全・安心を確保するための道路整備を進める。

6-5) 防災インフラの長期にわたる機能不全
気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【再掲⇒1-2)、6-2)、7-1)】(総務課、産業振興課、建設課)
人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進【再掲⇒1-3)、7-1)】(総務課、建設課)
治山施設の整備【再掲⇒1-3)、7-1)】(総務課、建設課)
道路施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(建設課) ○道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。 ○また、路面下の空洞調査を緊急輸送道路など町内主要道路から優先的に行い、陥没危険度の高い空洞は速やかに補修を実施する。
河川施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(建設課) ○河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。
砂防施設等の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(建設課) ○砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。
中継所の非常電源の確保(総務課、建設課) ○国(九州管区警察局 福岡県情報通信部)は、中継所における非常電源の確保のため、災害発生に伴う 商用電源供給断及び非常用発動発電機等の機能喪失等を想定した訓練及び施設整備を行う。
治山施設の老朽化対策(建設課) ○治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、施設の点検を実施するとともに、適切な維持管理を行う。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【再掲⇒1-2)、6-2)、6-5)】(総務課、産業振興課、建設課)
人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進【再掲⇒1-3)、6-5)】(総務課、建設課)
治山施設の整備【再掲⇒1-3)、6-5)】(総務課、建設課)
土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化【再掲⇒1-3)】(総務課)
農地の防災・減災対策【再掲⇒5-2)、7-3)】(産業振興課)
農業水利施設の老朽化対策【再掲⇒5-2)】(産業振興課)
河川施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)【再掲⇒6-5)、1-2)】(建設課)
ため池の防災・減災 対策(産業振興課) ○決壊した場合に下流の家屋等に被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」について、国が定めた「新たな防災重点ため池の選定基準」により、県と連携して選定を行った。今後、廃止等により選定数に変更が生じた場合は、適宜、見直しを行う。 ○豪雨や地震等に起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点ため池」を中心に、県と連携しハザードマップの作成など必要なソフト対策 や堤体・洪水吐等の施設機能の適切な維持、補強に向けたハード対策を実施する。
地域における農地・農業水利施設等の保全【再掲⇒7-3)、5-2)】(産業振興課)

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等(住民課) ○町民の健康被害のリスクを軽減するため、県と連携して、大気汚染物質、公共用水域・地下水の水質汚濁状況及び大気・水質・土壌中のダイオキシン類の常時監視及び結果の公表、事業場への立入検査や事業者への指導を行う。 ○災害時における大気環境の観測体制及び情報機能並びに環境中の有害物質のモニタリング体制を確保する。 ○有害物質の漏出等により住民の生命身体に危険の恐れがあると認められる場合は、周知等を行う。 ○また、土壌汚染についても、県と連携し、土地所有者等に対し、適切な土壌汚染対策を指導する。
毒物劇物の流出等の防止(子ども未来課)

○災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、関係行政機関や取扱事業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、毒物劇物の営業者等への立入調査等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、県ホームページを活用した事故未然防止対策等の情報発信を行う。

7-3) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

農地の防災・減災対策【再掲⇒5-2)、7-1)】(産業振興課)

地域における農地・農業水利施設等の保全(産業振興課)

○農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援を行うとともに、パンフレットの配布などによりその取組内容の普及を図る。

荒廃農地対策(産業振興課)

○県や農業委員会と連携し、利用状況調査による荒廃農地の発生・解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の再生利用等を促進する。

森林の整備・保全(産業振興課)

○森林の荒廃を未然に防止するため、町が実施する強度間伐による針広混交林化等に対し、福岡県森林環境税を活用して支援するとともに、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、森林所有者等が行う間伐等の森林整備に要する経費の一部を補助する。

※強度間伐：公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間伐
(間伐率は一律ではなく、災害を誘発しないよう、現地に応じて適切に設定)

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

災害廃棄物処理体制の整備(住民課)

- 被災地の迅速な復旧・復興を図るため、災害廃棄物処理計画を策定し、処理体制の整備に努める。
- また、実効性の向上に向け、職員等の人材育成を図る。

8-2) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

防災担当職員等の育成(総務課)

- 大規模災害時には、被災市町村の復旧に携わる職員の不足が予想されることから、技術向上のための講習会の開催や参加による町の防災担当職員の育成や派遣などの取組を実施する。

迅速な応急・災害復旧のための自治体支援(建設課)

- 他市町村の復旧・復興を支援するため、災害復旧の申請などに必要な技術支援の実施に努める。

公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築(建設課)

- 災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定を締結する。

災害ボランティア活動の強化(総務課、長寿福祉課)

- 県と連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成や町社会福祉協議会と NPO ・ボランティア団体等の関係団体との協力・連携体制の構築のため、関係機関と連携し研修会や訓練などを行うほか、それぞれの役割分担や連携方法を明確化し、災害ボランティア活動を円滑に実施するための実効性のある体制整備を促進する。

農地防災・災害アドバイザーの育成・確保(建設課)

- 農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理の指導を行うほか、県と連携し、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保し、体制整備に努める。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

地域コミュニティの活性化(総務課)

- 地域コミュニティ活性化に取り組むため、職員を対象とした研修会や自治会の役員等を対象とした活動事例報告会を開催する。

被災者等支援制度の周知(総務課、長寿福祉課、子ども未来課)

- 被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめて、速やかに被災者に周知する。

貴重な文化財の喪失への対策(教務課)

○町文化施設における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるよう努める。

○修理の実施にあわせ、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。

8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

地籍調査の促進(総務課、住民課、産業振興課)

○近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、土砂災害警戒区域等の災害が想定させる地域の地籍調査を促進し、被災後の復旧、復興を円滑に進めるため、地籍調査の推進に努める。

建設型応急仮設住宅の供給体制の整備(総務課、住民課、建設課)

○「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」を策定し、災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地の確認等、供給体制の維持に努める。

公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備(住民課)

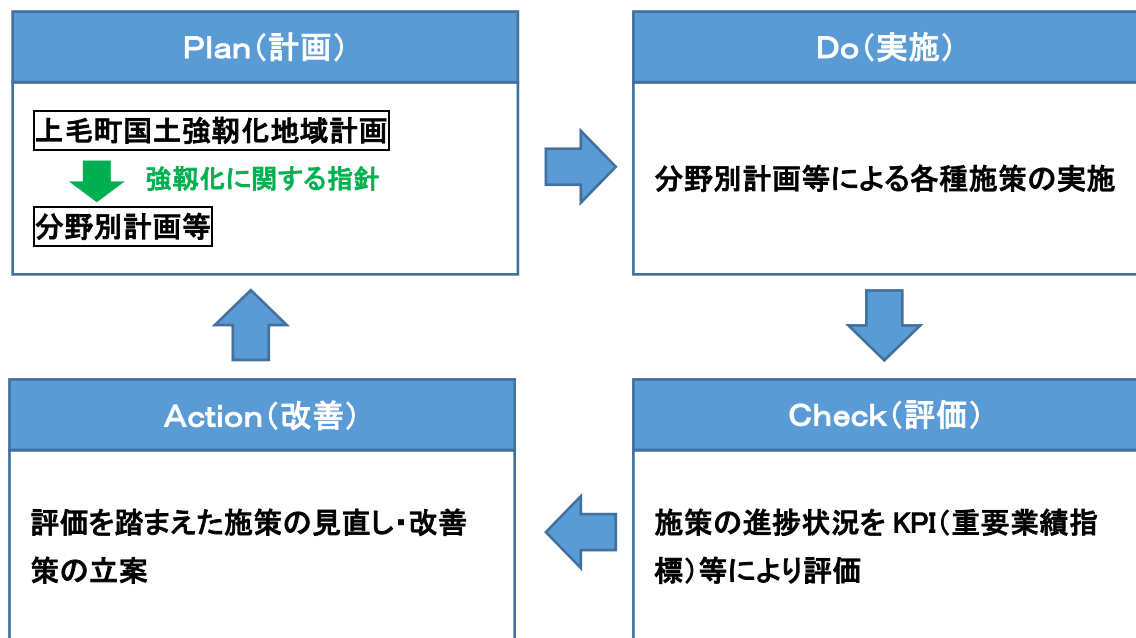
○被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、県や関係団体との情報共有及び連携を図る。

第5章 各種施策の推進と進捗管理

本計画に位置づけた各種施策については、「上毛町村総合計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「上毛町地域防災計画」及び分野別計画と連携しながら、計画的かつ着実に取組を推進する。

また、本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて計画を見直す。

加えて、本計画に大きく関連する自然災害の被害想定に関する調査の改訂、見直し等が行われた場合は、関連する脆弱性評価や推進方針について、必要に応じ適宜見直しを図る。



別表

別表 1 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

住宅、特定建築物の耐震化(総務課、住民課)

- セミナーの開催や相談窓口の設置等を通じて町民や設計者等に耐震化の必要性を周知するとともに、国や県と連携して木造戸建て住宅の耐震改修工事の補助を行っている。
- また、耐震性が不明な公共施設等について、「上毛町耐震改修促進計画」に位置付け、耐震診断を義務付けるとともに、県と連携し、耐震改修工事に関する工法、そのコストや工期等について情報提供を行い、耐震化の取組を促進している。
- その他、家具の転倒防止や屋根瓦の落下防止等の耐震対策、火災警報器や消火器等の住宅用防災機器の設置に関する啓発を行っている。
- また、ブロック塀倒壊防止対策、建築物の外壁及び、大規模空間を有する建築物の天井などの非構造部材、広告物の破損・落下防止対策として、点検・調査や改善指導等を行うとともに、エレベーター閉じ込め防止対策として、地震時管制運転装置などの安全装置を設置するよう、管理者に対し周知や指導等を行っている。
- 全国平均並みの進捗が図られているものの、更なる安全確保を図るため、引き続きこのような取組が必要である。
- なお、特に近年の大地震においてブロック塀の倒壊により人的被害が発生していることを受け、小学校の通路等面に面したブロック塀の点検を実施し、安全性に問題がある塀の所有者等に対して、撤去・改修の指導を行っている。
- 地震時にブロック塀の倒壊等による死傷者の発生を未然に防ぐため、引き続きこのような取組が必要である。

病院、社会福祉施設等の耐震化(長寿福祉課、子ども未来課)

- 施設の改修を促進するとともに、老朽施設については、緊急度の高いものから優先的に全面改修による耐震化を促す。また、避難行動要支援者等が利用する社会福祉施設の耐震化を促進するため、国庫補助等を活用して、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設等の改築や改修を促す。
- 災害時の医療・福祉機能を確保するため、引き続きこのような取組が必要である。

応急危険度判定体制の整備(総務課、住民課、建設課)

○被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、県と連携し、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の登録者数拡大に向けた養成講習会を開催し登録を行っている。 ○また、近年の災害を踏まえ、県内災害時における県外からの判定士の受入体制を整備するため、被災建築物 応急危険度判定業務 マニュアルの策定を行う。 ○被災後の宅地の崩壊や被災した建築物の倒壊等による死傷者の発生を防ぐため、引き続きこのような取組が必要である。
住環境等の整備(企画開発課、建設課) ○住環境等の整備を促進するため、良好な宅地の造成、道路・公園等の公共施設の整備・改善を行う土地区画整理事業を実施する組合等、及び老朽住宅等の除却、生活道路等の公共施設の整備・改善を行う住環境整備事業や、狭あい道路の拡幅整備を行う狭あい道路整備等促進事業を実施する。 ○火災に強いまちづくりを推進するため、引き続きこのような取組が必要である。
指定避難所・指定緊急避難場所となる施設の整備、老朽化対策(総務課、企画開発課、教務課) ○指定避難所・指定緊急避難場所として指定され、地域防災計画等に位置付けられている施設の機能を維持するため、予防保全的管理によって低廉なコストで実施できる施設管理計画に基づき、改築・更新等の維持管理を適切に行っている。 ○災害時に指定緊急避難場所となる施設の機能を維持するため、引き続きこのような取組が必要である。
多数の人が集まる場所等における避難対策【再掲⇒1-4)、1-2)、1-3)】(総務課、企画開発課、教務課)
指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【再掲⇒1-4)、1-2)、1-3)】(総務課、長寿福祉課、子ども未来課)
避難行動要支援者の避難支援【再掲⇒1-4)、1-2)、1-3)】(総務課、長寿福祉課、子ども未来課)
福祉避難所への避難体制の整備の促進【再掲⇒1-4)、1-2)、1-3)】(総務課、長寿福祉課)
防災教育の推進【再掲⇒1-4)、1-2)、1-3)】(総務課、教務課)
避難行動等の教訓の広報啓発【再掲⇒1-4)、1-2)、1-3)】(総務課)
消防施設の耐震化【再掲⇒2-3)】(総務課)
常備消防の充実強化【再掲⇒2-3)】(総務課)
消防団の充実強化【再掲⇒2-3)】(総務課)

自主防災組織の充実強化【再掲⇒2-3)、1-2)、1-3)、1-4)】(総務課)
帰宅困難者に対する支援【再掲⇒2-4)】(総務課)
各種防災訓練の実施【再掲⇒3-1)、1-2)、1-3)、1-4)】(総務課)
防災情報通信基盤の整備【再掲⇒4-1)、1-2)、1-3)、1-4)】(総務課)
情報伝達手段の整備【再掲⇒4-1)、1-2)、1-3)、1-4)】(総務課)
防災メール・まもるくんの運用【再掲⇒4-1)、1-2)、1-3)、1-4)】(総務課)
災害・防災情報の利用者による対策促進【再掲⇒4-1)、1-2)、1-3)、1-4)】(総務課)

1-2) 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進(総務課、産業振興課、建設課) (河川改修) ○大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、国や県と連携し、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、河道掘削や洪水調節施設等の整備を行っている。 ○近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害等が生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫等の発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む必要がある。 (雨水流出抑制策) ○流域の都市化により低下している保水・遊水機能を復元するため、洪水対策の一つとして雨水貯留・浸透施設の設置等による雨水流出抑制を推進しており、必要性について理解を深めるため、普及啓発に取り組んでいる。 ○対策として、雨水タンク設置に係る助成制度の創設、学校施設への雨水タンク設置の取組等を検討する。 ○また、水田を活用しての田んぼダム、学校の校庭を活用しての校庭貯留の取組を検討する。 ○大雨時における都市部の安全性確保を図るため、引き続きこのような取組が必要である。 新技術等を活用した災害対策の構築(総務課、建設課) (危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置) ○河川の監視体制や、住民への情報提供を強化し、早急な水防活動や住民の適切な避難判断を支援することを目的に、従来の水位計や河川監視カメラに加え、低コストで設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置を推進し、適切な維持管理を行う。 ○今後も引き続きこれらの取組を推進する必要がある。 (ドローン 等の新技術活用)

○災害発生直後に迅速かつ安全に被害状況を把握し、地域住民へ速やかな情報提供を行うためには、ドローンの有効活用に努める必要がある。
洪水に対するハザードマップの作成(総務課) ○水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水ハザードマップを作成している。 ○洪水ハザードマップについては、作成・公表し、防災訓練等を実施している。水防法の改正により、想定最大規模降雨に対応したハザードマップへ見直しを行ったが、今後も洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のため、現状にあったハザードマップを提供できるよう定期的に更新することが必要である。
河川における水害対応タイムラインの策定(総務課) ○河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムラインを作成することは、被害を最小限にするために有効である。 ○災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、このような取組が必要である。
「水防災意識社会再構築ビジョン」の推進(総務課) ○施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、河川管理者・都道府県・市町村等からなる「山国川大規模氾濫減災協議会」を山国川圏域に設置し、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進しており、今後もこのような取組を行う必要がある。
適時適切な避難指示等の発令(総務課) ○国は、「避難情報に関するガイドライン」において、市町村が避難指示等を発令する際の発令基準やその伝達方法を示している。 ○県は、市町村に対し、ガイドラインを踏まえた避難指示等の発令基準の設定や住民に分かりやすい情報の伝達を行うよう、要請している。 ○現在、判断基準については定めているが、適切な避難指示等の発令ができるよう、引き続き住民に分かりやすい情報を伝達すると共に、国の動向を注視し適切な避難情報の発令に努めていく必要がある。
多数の人が集まる場所等における避難対策【再掲⇒1-4)、1-1)、1-3)】(総務課、企画開発課、教務課)
指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【再掲⇒1-4)、1-1)、1-3)】(総務課、長寿福祉課、子ども未来課)
避難行動要支援者の避難支援【再掲⇒1-4)、1-1)、1-3)】(総務課、長寿福祉課、子ども未来課)
福祉避難所への避難体制の整備の促進【再掲⇒1-4)、1-1)、1-3)】(総務課、長寿福祉課)
防災教育の推進【再掲⇒1-4)、1-1)、1-3)】(総務課、教務課)
避難行動等の教訓の広報啓発【再掲⇒1-4)、1-1)、1-3)】(総務課)

自主防災組織の充実強化【再掲⇒2-3)、1-1)、1-3)、1-4)】(総務課)
各種防災訓練の実施【再掲⇒3-1)、1-1)、1-3)、1-4)】(総務課)
災害対策本部設置運営訓練等の実施【再掲⇒3-1)、1-3)】(総務課)
防災情報通信基盤の整備【再掲⇒4-1)、1-1)、1-3)、1-4)】(総務課)
情報伝達手段の整備【再掲⇒4-1)、1-1)、1-3)、1-4)】(総務課)
防災メール・まもるくんの運用【再掲⇒4-1)、1-1)、1-3)、1-4)】(総務課)
災害・防災情報の利用者による対策促進【再掲⇒4-1)、1-1)、1-3)、1-4)】(総務課)
河川施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)【再掲⇒6-5)、7-1)】(建設課)

1-3) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
新技術等を活用した災害対策の構築【再掲⇒1-2)】(総務課、建設課)
「水防災意識社会再構築ビジョン」の推進【再掲⇒1-2)】(総務課)
適時適切な避難指示等の発令【再掲⇒1-2)】(総務課)
人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進(総務課、建設課) (土砂災害危険箇所等における砂防施設等の整備) ○県と連携し、土砂災害危険箇所のうち、対策を必要とする箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設等の施設の状況や被災履歴等を勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設等の整備を進めている。 ○今後は、これらの取り組みを更に進めていく必要がある。 (気候変動等の影響を踏まえた重点的整備) ○近年、頻発する激甚な土砂災害を踏まえ、緊急性・必要性の高い箇所については、重点的に施設整備を行う必要がある。 ・下流の氾濫域に多数の家屋や重要な施設があるなど、緊急的に土砂・流木の流出防止対策が必要な溪流における 捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備 ・土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所のうち、緊急性の高い箇所における砂防堰堤等の整備 ・被災のおそれが高く、かつ地域への影響の大きな石積堰堤の改築 (既存ストックを有効活用した対策)

○施設整備を効率的・効果的に進めるため、既存の砂防堰堤の機能強化と組み合わせて新規堰堤を整備するなど、既存ストックを有効活用した対策を推進していく必要がある。
治山施設の整備(総務課、建設課) ○県と連携し、山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図るため、緊急かつ計画的な実施が必要な崩壊地等について、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じた治山施設や保安林の整備を行っていく必要がある。 ○山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、引き続きこのような取組が必要である。
土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化(総務課) ○県と連携して、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を進めるほか、土砂災害ハザードマップの作成や、啓発パンフレットの配布など住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発を行っている。 ○また、土砂災害特別警戒区域内の建築物の所有者、住宅関係団体に対しては、県と連携し、がけ地近接等危険住宅移転事業などの移転支援制度についての説明や周知を行っている。 ○区域の指定はほぼ完了しているが、地形改変等による新たな土砂災害警戒区域の指定など区域の見直しを適時行うとともに、ハザードマップ作成・配布などによる実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。
多数の人が集まる場所等における避難対策【再掲⇒1-4)、1-1)、1-2)】(総務課、企画開発課、教務課)
指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【再掲⇒1-4)、1-1)、1-2)】(総務課、長寿福祉課、子ども未来課)
避難行動要支援者の避難支援【再掲⇒1-4)、1-1)、1-2)】(総務課、長寿福祉課、子ども未来課)
福祉避難所への避難体制の整備の促進【再掲⇒1-4)、1-1)、1-2)】(総務課、長寿福祉課)
防災教育の推進【再掲⇒1-4)、1-1)、1-2)】(総務課、教務課)
避難行動等の教訓の広報啓発【再掲⇒1-4)、1-1)、1-2)】(総務課)
自主防災組織の充実強化【再掲⇒2-3)、1-1)、1-2)、1-4)】(総務課)
各種防災訓練の実施【再掲⇒3-1)、1-1)、1-2)、1-4)】(総務課)
災害対策本部設置運営訓練等の実施【再掲⇒3-1)、1-2)】(総務課)
防災情報通信基盤の整備【再掲⇒4-1)、1-1)、1-2)、1-4)】(総務課)
情報伝達手段の整備【再掲⇒4-1)、1-1)、1-2)、1-4)】(総務課)

防災メール・まもるくんの運用【再掲⇒4-1)、1-1)、1-2)、1-4)】(総務課)
災害・防災情報の利用者による対策促進【再掲⇒4-1)、1-1)、1-2)、1-4)】(総務課)
砂防施設等の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)【再掲⇒6-5)】(建設課)
治山施設の老朽化対策【再掲⇒6-5)】(建設課)

1-4) 防災リテラシー教育の不足等に起因する避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
多数の人が集まる場所等における避難対策(総務課、企画開発課、教務課) ○大規模集客施設などの多数の人が集まる場所等では、災害時に利用者を安全に避難させるため、管理者等においてあらかじめ避難誘導體制を整備することとしている。 ○また、円滑かつ迅速な避難のため、災害時の通信手段として有効な公衆無線 LAN、Wi-Fi など、地域の特性に応じ多様な手段を活用し、情報伝達手段を多重化するよう働きかけている。 ○不特定多数の者が利用する場所における利用者の安全な避難のため、引き続きこのような取組が必要である。
指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制(総務課、長寿福祉課、子ども未来課) ○発災時の指定避難所の運営においては、自主防災組織等を中心とした地域住民による自主的な避難所運営を研修や訓練を通じ周知していくとともに、避難所の生活環境の改善、車中泊・テント泊等の避難所以外避難者の支援、避難所の施設管理者との連携を記載した避難所運営マニュアルを作成している。 ○避難所の円滑な運営のため、引き続き更新する必要がある。
避難行動要支援者の避難支援(総務課、長寿福祉課、子ども未来課) ○避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、同名簿を活用した避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者の個別避難計画策定を進めている。 ○避難行動要支援者の円滑な避難の実施のため、引き続き更新する必要がある。
福祉避難所への避難体制の整備の促進(総務課、長寿福祉課) ○平成 28 年熊本地震では、福祉避難所について住民への周知不足から福祉避難所への避難が円滑に行われなかった事例があったことから、福祉避難所への避難体制の整備するため、福祉避難所の協定を締結している町内福祉施設等と連携し、福祉避難所の周知を行う。また迅速な受け入れ体制が構築できるよう町内福祉施設と連携を図る。 ○福祉避難所への避難体制の整備が進むよう、このような取組みが引き続き必要である。
外国人に対する支援(総務課、住民課、教務課) ○災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、防災メール・まもるくん英語版及び福岡県国際交流センターのホームページによる情報配信、福岡県国際交流センターを通じた「災害時通訳・翻訳ボランティア」の登録などを行っている。 ○災害時に外国人が被災する危険性が高まってきていることから、引き続き、外国人に対する言葉や文

化の違いを考慮した防災知識の普及や災害時の情報伝達体制の整備、「災害時通訳・翻訳ボランティア」の登録促進などの取組が必要である。
防災教育の推進(総務課、教務課) ○児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、危険等発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた危機管理マニュアルの作成・更新について、各種研修の機会を通して周知を行っている。 ○学校における防災教育を推進するため、引き続きこのような取組が必要である。
避難行動等の教訓の広報啓発(総務課) ○平成26年9月に「上毛町防災パンフレット」を作成し、令和元年12月に「上毛町防災マップ」として改訂。適切な避難行動、自助・共助・公助などのあり方などについて掲載を行い、町内全世帯などへ配付するとともに、ホームページに掲載している。 ○今後は、適切な避難行動につながった自助・共助の取り組み等を掲載した防災ハンドブック（県防災ハンドブックを参考）を作成し、災害時の避難行動等の教訓の啓発を図っていく必要がある。
交通情報の収集・提供【再掲⇒2-3】(総務課)
自主防災組織の充実強化【再掲⇒2-3）、1-1）、1-2）、1-3】(総務課)
各種防災訓練の実施【再掲⇒3-1）、1-1）、1-2）、1-3】(総務課)
受援に係る災害対応能力の向上【再掲⇒3-1】(総務課)
機動的な応援体制の整備【再掲⇒3-1】(総務課)
防災情報通信基盤の整備【再掲⇒4-1）、1-1）、1-2）、1-3】(総務課)
情報伝達手段の整備【再掲⇒4-1）、1-1）、1-2）、1-3】(総務課)
防災メール・まもるくんの運用【再掲⇒4-1）、1-1）、1-2）、1-3】(総務課)
災害・防災情報の利用者による対策促進【再掲⇒4-1）、1-1）、1-2）、1-3】(総務課)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

公助による備蓄・調達の推進(総務課)

○上毛町地域防災計画の備蓄計画等に基づき、食糧、生活物資、避難所運営に必要な資機材等の備蓄を行う。また、災害時における災害応急対策の実施に必要な食糧及び生活必需品等の物資やその保管場所並びに緊急輸送手段を確保するため、民間事業者等との間で協定の締結を行っている。

○特に平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨による災害を経て、避難所の間仕切り、ベッド等の段ボール製品、電気設備、空調施設等の応急対策及び床材としての畳の供給等、避難所生活の環境改善等のための協定を締結し、防災体制の強化を図ってきた。

○公助による備蓄・調達の更なる推進を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

自助・共助による備蓄の促進(総務課)

○町民、事業所など各主体による備蓄を促進するため、防災パンフレット等の配付をなど広報・啓発を実施してきた。

○町民や事業者における更なる備蓄の促進を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

給食施設における給食供給体制の整備(子ども未来課、長寿福祉課、教務課)

○県は健康増進法に基づき、一定規模の食事を提供する施設(特定給食施設)の栄養管理について指導を行っており、施設管理者に対し、提供する食事の情報等のほか、備蓄の状況についても記載した「特定給食施設栄養報告書(以下「報告書」という)」を毎年度提出させている。

○特定給食施設のうち、特に病院や社会福祉施設等では、食事の提供が停止することで患者や入所者の生命に危険を及ぼす恐れがあることから、施設基準の指導監査を行う所管部局からの適切な備蓄量等の指導が必要であるが、報告書で確認した各施設における備蓄実施状況について所管部局と情報共有がされていない。

○災害時に、日常的に食事を提供している施設における患者や入所者の生命を保護するため、県と連携し、特定給食施設の給食供給体制の整備が必要である。

受援体制の確保【再掲⇒3-1)、2-3)、2-5)、2-6)、2-7)】(総務課)

水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進【再掲⇒6-2)、5-2)】(建設課)

水資源の確保【再掲⇒6-2)、5-2)】(建設課)

2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
公助による備蓄・調達の推進【再掲⇒2-1)】(総務課)
自助・共助による備蓄の促進【再掲⇒2-1)、2-4)】(総務課)
給食施設における給食供給体制の整備【再掲⇒2-1)】(子ども未来課、長寿福祉課、教務課)
現場映像配信体制の構築(総務課) ○国(九州管区警察局福岡県情報通信部)は、被災現場の映像を配信するモバイル型映像伝送装置などを整備しており、これらの装置を活用した現場映像配信の実効性を高めるため、映像配信の訓練、平常時における装置の活用等を行っている。 ○被災現場の映像伝送の更なる実効性の向上のため、継続的な訓練等の実施が必要である。
分散型エネルギーの導入促進(総務課、住民課) ○再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの地域における自立・分散型エネルギーは、災害などによる停電時にも利用可能であることから、非常用電源に加え、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化にも資する重要な設備である。このため、県や事業者と連携し、導入促進に取り組んでいる。 ○また併せて、非常時のエネルギー供給を確保するため、防災拠点、避難施設等への自立・分散型エネルギーの普及のための取組が必要である。
各主体と連携したエネルギー需給の確保【再掲⇒6-1)】(総務課、住民課)
荒廃農地対策【再掲⇒7-3)】(産業振興課)

2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
交通情報の収集・提供(総務課) ○国は、集約したプローブ情報を迅速な警察活動に活かすとともに、テレビ、ラジオ、インターネットを通じて一般向けに情報提供するための環境整備を進めている。 ○県は、カメラやプローブ情報による詳細な渋滞情報の収集・提供や避難誘導経路の把握等を行うため、交通流監視カメラ及び高度化光ビーコン(プローブ情報収集装置)の整備を計画的に進めている。 ○町は、防犯カメラを活用し交通情報の収集・提供や避難誘導経路の把握等を行うため、主要幹線道路を中心に防犯カメラの整備を順次進め、対象路線の拡大を図る。 ○災害時における交通情報の的確な収集・提供のため、引き続きこのような取組が必要である。
消防施設の耐震化(総務課) ○災害時の防災拠点となる消防施設の耐震化を促進し、計画的な補強、建替えを実施する。 ○地域住民の安全・安心を確保するため、更に耐震化を進めることが必要である。
常備消防の充実強化(総務課)

○県内で大規模災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるため、県内市町村・消防一部事務組合間において相互応援協定が締結されている。 ○このほか、全国の消防機関による応援を速やかに実施するために創設された緊急消防援助隊の応援体制の確立を目的に、緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練を毎年度行われている。 ○常備消防の充実強化を図るため、県等と連携し、引き続きこのような取組が必要である。
消防団の充実強化(総務課) ○地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、住民の安全を確保するため、消防団活動の周知や加入促進を行うとともに、消防団員の報酬引上げ等による処遇改善、他市町村からの通勤者や通学者の入団を認めること、従業員が消防団に入団している事業所等を住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入及び促進を行う。 ○消防団員数の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、引き続きこのような取組が必要である。
自主防災組織の充実強化(総務課) ○自主防災組織の設立促進や活性化を図るため、地域住民の防災意識を高めることを目的とした講演会や、地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウ等を学ぶ研修等の取組を行っている。 ○自主防災組織の更なる設立促進・活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。
受援体制の確保【再掲⇒3-1)、2-1)、2-5)、2-6)、2-7)】(総務課)

2-4) 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
自助・共助による備蓄の促進【再掲⇒2-1)、2-2)】(総務課)
帰宅困難者に対する支援(総務課) ○災害時に発生する帰宅困難者に対する支援として、帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結等を検討している。 ○帰宅困難者に対する支援の充実強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

2-5) 被災地における医療機能の麻痺
病院、社会福祉施設等の耐震化【再掲⇒1-1)】(長寿福祉課、子ども未来課)
現場(急性期医療)の DMAT による医療支援(子ども未来課) ○医師及び看護師が災害現場に出動し、迅速な救命措置等を行うことにより、被災者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図るため、県と災害拠点病院との間で「福岡県災害医療チームの派遣に関する協定」を締結されており、災害時には福岡県災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請することができるため、迅速に派遣を要請できる体制を確保する。 ○ DMAT による迅速かつ適切な医療支援のため、引き続きこのような取組が必要である。
避難所・現場救護所の J MAT による医療支援(子ども未来課)

○避難所又は災害現場等に設置する救護所における医療活動を円滑に行うため、県と福岡県医師会、福岡県看護協会、福岡県薬剤師会との間で「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結されており、医療救護班・薬剤師班の編成及び派遣、災害支援ナース（看護師・助産師）の派遣を要請することができたため、迅速に派遣を要請できる体制を確保する。 ○災害時の円滑な医療活動のため、引き続きこのような取組が必要である。
被災地における DPAT による精神科医療及び精神保健活動の支援(子ども未来課) ○災害現場に出動し、被災した精神科医療機関における患者搬送・診療補助等の急性期精神科医療への対応及び災害による被災者等の心のケアのため、県と県内精神科病院との間で「ふくおか災害派遣精神医療チームの派遣に関する協定」を締結されており、災害時には「ふくおか災害派遣精神医療チーム(ふくおか DPAT)」の派遣を要請することができるため、迅速に派遣を要請できる体制を確保する。
保健医療調整本部の設置(子ども未来課) ○平成 28 年熊本地震を対応に関して、国の初動対応検証レポートでは、医療チーム、保健師チーム等の間における情報共有に関する課題が指摘され、「医療チームや保健師チームを全体としてマネジメントする機能を構築する」べきと提言された。この点を踏まえ、本町における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たっては、保健医療活動チームによる保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することが必要である。
健康管理体制の構築【再掲⇒2-7)、2-6)】(子ども未来課)
DHEAT による 保健医療行政の指揮調整機能等の応援【再掲⇒2-7)、2-6)】(子ども未来課)
受援体制の確保【再掲⇒3-1)、2-1)、2-3)、2-6)、2-7)】(総務課)

2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
避難所・現場救護所の J MAT による医療支援【再掲⇒2-5)、2-7)】(子ども未来課)
被災地における DPAT による精神科医療及び精神保健活動の支援【再掲⇒2-5)、2-7)】(子ども未来課)
保健医療調整本部の設置【再掲⇒2-5)、2-7)】(子ども未来課)
疫病のまん延防止(子ども未来課) ○疫病のまん延予防上緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や県等関係機関との情報共有を図るとともに、日頃から県との連絡体制の構築を行っており、災害時における疫病のまん延防止のため、引き続きこのような取組が必要である。
感染症の予防・まん延防止(子ども未来課) ○感染症の発生の予防及びまん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症患者の入院受入体制等の訓練を県・感染症指定医療機関と協力し実施することが必要である。

健康管理体制の構築【再掲⇒2-7)、2-5)】(子ども未来課)
DHEAT による 保健医療行政の指揮調整機能等の応援 【再掲⇒2-7)、2-5)】(子ども未来課)
受援体制の確保【再掲⇒3-1)、2-1)、2-3)、2-5)、2-7)】(総務課)
下水道 BCP の実効性の確保【再掲⇒6-3)】(建設課)
農業集落排水施設の老朽化対策【再掲⇒6-3)】(建設課)
浄化槽の整備【再掲⇒6-3)】(建設課)

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
避難所・現場救護所の J MAT による医療支援【再掲⇒2-5)、2-6)】(子ども未来課)
被災地における DPAT による精神科医療及び精神保健活動の支援【再掲⇒2-5)、2-6)】(子ども未来課)
保健医療調整本部の設置【再掲⇒2-5)、2-6)】(子ども未来課)
疫病のまん延防止【再掲⇒2-6)】(子ども未来課)
感染症の予防・まん延防止【再掲⇒2-6)】(子ども未来課)
健康管理体制の構築(子ども未来課) ○県では、健康管理支援活動に関して、円滑かつ効果的に実施するために災害時健康管理支援マニュアルを作成した。平成 29 年 3 月(平成 30 年 3 月改訂)これに基づき、県、町の保健師等が共通認識の下、互いの連携、役割分担により、被災者の健康管理支援(感染症予防、エコノミークラス症候群の予防、ストレス性疾患の予防、栄養管理等)に迅速に取り組むこととしており、引き続きこのような取組が必要である。
DHEAT による 保健医療行政の指揮調整機能等の応援 (子ども未来課) ○災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所が行う超急性期から慢性期までの医療対策及び避難所等における保健衛生対策、生活環境衛生対策等の災害時保健医療対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等を応援する災害時 健康危機管理支援チーム DHEAT を編成するため、構成員の人材育成、資質の維持・向上の取組が必要である。
福祉避難所の設置・運営(総務課、長寿福祉課、子ども未来課) ○設備や人材が整った社会福祉施設等の福祉避難所の指定や、必要な物資・器材・人材の確保など、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう取り組んでいる。福祉避難所の数が少ないため、福祉避難所の確保に取り組んで行く必要がある。 ○また、県では、日本福祉用具供給協会と「災害時における物資(福祉用具)の調達及び供給に関する協定」(平成 25 年 10 月締結)を締結するとともに、福岡県介護支援専門員協会ほか7団体と「災害時における

福祉避難所等への福祉等専門人材の派遣に係る協定」(平成 29 年 4 月締結)を締結するなど、福祉避難所における器材や人材の確保の支援を行っている。

○福祉避難所の設置・運営が適切に行われるよう、引き続きこのような取組を実施していく必要がある。

受援体制の確保【再掲⇒3-1)、2-1)、2-3)、2-5)、2-6)】(総務課)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
防災拠点となる公共施設の整備(総務課) ○地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、町の防災拠点となる施設等のうち緊急性の高い箇所の整備を推進する。 ○防災拠点となる施設等の更なる整備を図るため、引き続きこのような取組が必要である。
業務継続体制の確保(総務課) ○大規模災害時の町の行政機能を維持し、災害応急対策業務や優先度の高い業務などを継続できる体制をあらかじめ構築するため、「大規模災害時における福岡県業務継続計画」に必要な主要事項を上毛町地域防災計画の中で記載している。 ○実施すべき内容は記載済みであるが、災害への的確な対応が求められるため、個別の業務継続計画の策定が必要である。
各種防災訓練の実施(総務課) ○関係機関の連携強化や町民の防災意識の高揚等を図るため、防災訓練や研修会などを実施していく。 ○防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。
受援体制の確保(総務課) ○令和2年11月に上毛町災害時受援計画を策定し、大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するための体制を確保している。 ○受援体制の更なる強化を図るとともに計画の実効性を確保するため、計画の継続的な見直しや計画に基づく訓練等の取組が必要である。
受援に係る災害対応能力の向上(総務課) ○受援に係る災害対応能力の向上を図るため、大規模災害発生時における市町村の迅速かつ的確な災害対応及び円滑な受援態勢の確保を目的として、県、自衛隊、消防本部(緊急消防援助隊・消防団を含む)、物流事業者等の関係機関と連携し、随時災害時受援計画の見直しを行う。
災害対策本部設置運営訓練等の実施(総務課) ○町の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部設置運営訓練を行い、訓練の検証結果を基に、町の地域防災計画や災害対応マニュアルなどの見直しを行う。
機動的な応援体制の整備(総務課) ○発災後、機動的に応援職員を被災地に派遣できるよう、事前に災害時緊急派遣チームの要員を指定するとともに、要員に対する研修を行う必要がある。 ○早期に被災市町村の行政機能を支援するため、引き続きこのような取組が必要である。
罹災証明の迅速な発行(総務課)

○平成 28 年熊本地震、平成 29 年7月九州北部豪雨等の対応状況を検証したところ、罹災証明書の発行を迅速に行うことが、被災者が生活再建を進めるために重要であり、そのためには、住家被害の認定調査の簡素化や、平時からの調査・判定方法等の研修等、大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制の整備が必要である。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能

防災情報通信基盤の整備(総務課)

○地上無線や衛星無線などを組み合わせた二重の無線通信回線、非常用電源を備えた福岡県防災・行政情報通信ネットワークを整備して、県と国、市町村、防災関係機関とを結んでいる。

○現在、同ネットワークの維持管理を行うとともに、平成 29 年度から令和元年度にかけて再整備工事を行った。

○法令に基づく情報の収集・伝達を確実に実施するため、継続的な維持管理を行うとともに、着実な再整備が必要である。

情報伝達手段の整備(総務課)

○住民に確実に迅速に災害・防災情報を伝達するため、防災行政無線に加え、インターネットや緊急速報メールなどによる情報伝達手段の多重化を図っている(防災行政無線デジタル化に伴い、メールや LINE、SNS を通した情報伝達を開始(R3.9～))。

○住民に確実に情報を伝達するため、時代に合った情報伝達手段を取り入れるなど多重化を更に推進するため、引き続きこのような取組が必要である。

防災メール・まもるくんの運用(総務課)

○災害・防災情報を利用登録者に対して電子メールで提供するシステムである防災メール・まもるくんの情報配信を適切に行うとともに、登録者数の拡大に向け、町広報誌への情報掲載や関係機関へのリーフレット・ポスターの配布等を通じた周知を行っている。

○防災メール・まもるくんのシステムの適切な運用及び更なる普及啓発を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

災害・防災情報の利用者による対策促進(総務課)

○災害・防災情報を確実に情報の受け手が受け取るためには、携帯情報端末へのエネルギー供給が重要であり、指定避難所や公共施設における 非常時の電源確保を行っている。

○町民や事業者等が災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、情報の送り手側である公助(県・市町村)による発電機等の備蓄だけでなく、情報の受け手側である町民や自主防災組織、事業者等に対し、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかけており、引き続きこのような取組が必要である。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の機能不全

企業 BCP の策定促進(企画開発課)

○県は中小企業等への BCP 策定の必要性や策定方法等の周知を図るため、福岡県中小企業団体中央会が行う BCP 策定マニュアルの普及や BCP 普及促進セミナー開催、福岡県中小企業振興センターや商工会議所・商工会が行う窓口相談やセミナー開催などの取組を支援している。

○緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため、県と連携し、今後も策定普及や効果的な運用に向けた取組が必要である。

商工業者への事業継続支援(企画開発課)

○被災商工業者の事業の継続、早期再開のためには、個々の状況に応じた支援を行う必要がある。このため、平時から県と市町村、商工団体等間の連絡体制を整備し、情報を共有するなど、関係機関の連携体制を整えている。

○被災商工業者の早期復興と経営安定のため、引き続き、このような取組が必要である。

事業継続力強化支援計画の策定促進(企画開発課)

○近年、激甚災害に指定されるような自然災害が多発し、今後、気候変動による更なる災害リスクの増加が想定されることを踏まえ、自然災害その他の事象が事業活動に与える影響の認識など、小規模事業者に対して最低限の事業継続力強化の取組を促すこと等は、喫緊の課題となっている。

○このことから、町内事業所の事業継続力を強化するため、商工会が町と共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画(BCP)の作成支援、災害発生時の情報収集等を定めた支援計画の策定を促進する必要がある。

代替性確保や信頼性を高めるための道路整備(企画開発課、建設課)

(東九州自動車道4車線化の実現に向けた取組)

○高速道路の通行をできるだけ止めない、また、仮に被災しても通行機能を迅速に回復できる信頼性の高い高速道路へと強化するためには、東九州自動車道の4車線化が不可欠である。

○暫定2車線区間では対面交通の安全性や走行性に課題があるほか、大規模災害時における多重性・代替性の確保の観点からも、4車線化による信頼性の高い道路ネットワークの構築が必要である。

○東九州自動車道の早期4車線化に向け、県と連携し、引き続き国への働きかけが必要である。

(重要物流道路の整備)

○大規模災害時の多重性・代替性の機能強化を図る観点から、幹線道路の整備(現道拡幅等)を行っている。

○また、平成30年の道路法改正で創設された「重要物流道路」制度を踏まえ、物流上重要な道路輸送網において、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための機能強化を進める必要がある。

○災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、引き続きこのような取組が必要である。

広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化(建設課)

○県は港湾・空港等の物流拠点と高規格幹線道路や地域高規格幹線道路を結ぶアクセス道路の整備を進めることで、平常時の円滑な物流のみならず、大規模災害時の災害対応力の強化に資する道路ネットワークの構築を推進している。 ○災害対応力の強化に資する道路ネットワークを構築するため、引き続きこのような取組が必要である。

5-2) 食料等の安定供給の停滞
企業 BCP の策定促進【再掲⇒5-1】(企画開発課)
商工業者への事業継続支援【再掲⇒5-1】(企画開発課)
事業継続力強化支援計画の策定促進【再掲⇒5-1】(企画開発課)
農地の防災・減災対策(産業振興課) ○既存の農地の湛水被害のリスクを軽減し、生産力を維持安定させるため、湛水被害が生じている地域を対象として、県と協議の上、排水機、排水樋門、排水路等の整備を実施している。 ○県では、地すべり防止区域内の農地を保全するため、地表水、地下水の処理及び抑止工等の地すべり防止工事を実施するとともに、地すべり防止施設の長寿命化を図っていることから、町としても検討を行う。 ○農地に係る防災・減災対策の更なる強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。
農業水利施設の老朽化対策(産業振興課) ○農業生産力の維持安定を図るため、農業水利施設の機能診断を行い、劣化状況に応じた補修・更新等の長寿命化計画を策定し、施設の老朽化対策に取り組むこととしている。 ○農業水利施設の計画的な維持管理や施設更新を行うため、長寿命化計画の早急な策定が必要である。
農道・林道の整備、保全(建設課) ○避難路や輸送道路となる主要道路が被災し途絶した場合の代替道路や迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備、点検等を行っている。 ○災害時の代替道路等の確保のため、引き続きこのような取組が必要である。
水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進【再掲⇒6-2)、2-1】(建設課)
水資源の確保【再掲⇒6-2)、2-1】(建設課)
地域における農地・農業水利施設等の保全【再掲⇒7-3)、7-1】(産業振興課)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1) エネルギーの長期にわたる供給停止
現場映像配信体制の構築【再掲⇒2-2】(総務課)
各主体と連携したエネルギー需給の確保(総務課、住民課) ○エネルギーを安定的に確保するため、事業者における省エネルギー対策の支援、地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた施策を展開するなど、需給両面での取組を進めており、平成 25 年 2 月に設置した「福岡県地域エネルギー政策研究会」では、分散型電源や高効率発電の普及などにおける地方の役割や取組について幅広く研究を行っている。 ○また、エネルギーを災害時においても確実に確保するためには、エネルギーインフラ(送電線・ガス管等)の災害対応力の強化を図ることが不可欠であり、非常用電源の普及促進や地域内でのエネルギー自給力の強化を図るとともに、広域的な電力融通を可能とする地域間連系線の弾力的な運用などについて県と連携して国に提言している。 ○エネルギーを安定的に確保するため、エネルギーを巡る情勢の変化に対応した取組が必要である。
6-2) 上水道等の長期にわたる供給停止
気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【再掲⇒1-2)、6-5)、7-1)】(総務課、産業振興課、建設課)
水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進(建設課) ○水道施設耐震化計画を検討するとともに、国庫補助を活用した施設整備を行う。 ○また、耐震化の推進のためには、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める必要がある。
水資源の確保(建設課) (有効活用) ○雨水の有効利用の推進策として、情報発信力のある施設や学校等への雨水タンクの設置、ホームページ等を活用した普及啓発を検討する。 ○水資源の有効利用を推進するため、引き続き様々な機会を捉えて普及啓発等を行っていくことが必要である。 (水道施設の広域的整備) ○水道施設の広域的な連携を推進する。引き続き、着実な整備を図る必要がある。

6-3) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
下水道 BCP の実効性の確保(建設課) ○町が管理する農業集落排水の全てにおいて、災害等の危機に遭遇し仮に下水道機能が中断しても、可能な限り短時間での再開が可能となるような下水道 BCP を策定する必要がある。 ○今後は、災害時により迅速かつ適切な対応を可能とするために、下水道 BCP の情報更新及び訓練を実施し、実効性を高めていく必要がある。
農業集落排水施設の老朽化対策(建設課) ○農業集落排水施設については、老朽化(供用開始後 20 年経過)した施設の機能診断を実施している。 ○機能診断の実施割合が全国値を下回っており、老朽化対策の更なる拡大を図るため、機能診断結果に基づく早急な実施が必要である。
浄化槽の整備(建設課) ○浄化槽については、福岡県汚水処理構想(平成 29 年 3 月策定)に基づき、老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する必要がある、浄化槽整備事業に要する経費の一部を補助している。 ○合併浄化槽への転換を一層促進するため、引き続きこのような取組が必要である。
6-4) 交通インフラの長期にわたる機能停止
道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強(建設課) ○大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、町管理道路について、法面等の防災対策を推進している。 ○引き続き、救命救急活動や復旧活動を支える緊急輸送道路での対策、土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所(鉄道近接や広域迂回など)での対策を重点的に実施する取組が必要である。
道路橋梁の耐震補強(建設課) ○大規模災害時に道路ネットワークが長期にわたり寸断されないよう、地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、橋長 15m 以上の橋梁を対象として、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を実施している。 ○引き続き、安全性の確保を効率的に進めるため、緊急輸送道路上の橋梁、同道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋の耐震補強などを重点的に進める取組が必要である。
緊急輸送道路の整備(建設課) ○大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた道路については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に行っている。 ○大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保を図るため、引き続きこのような取組が必要である。
啓開体制の強化(建設課)

○各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有するなど、災害時に効率的な啓開作業を行うための環境整備を行っている。 ○啓開体制の強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。
無電柱化の推進(建設課) ○道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保などの観点から、電線管理者と協議の上、無電柱化の取組を進めている。 ○引き続き、このような取組を進めるほか、緊急輸送道路における新設電柱の占用の抑制や低コスト手法の活用などによる無電柱化の取組が必要である。
道路の雪害対策の推進(建設課) ○大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時等においては、インターネット、テレビ、ラジオ、道路情報盤等を活用した情報配信により、円滑な交通確保に努めている。 ○道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、引き続きこのような取組を進めるとともに、ソフト・ハード両面での取組が必要である。
生活道路の整備(建設課) ○幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、町民の安全・安心を確保するための道路整備を行っている。 ○災害時における地域交通網を確保するため、引き続きこのような取組が必要である。

6-5) 防災インフラの長期にわたる機能不全
気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【再掲⇒1-2)、6-2)、7-1)】(総務課、産業振興課、建設課)
人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進【再掲⇒1-3)、7-1)】(総務課、建設課)
治山施設の整備【再掲⇒1-3)、7-1)】(総務課、建設課)
道路施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(建設課) ○福岡県道路施設維持管理基本計画(平成 18 年度策定)に基づき、道路施設のメンテナンスサイクル(点検・診断・措置・記録)を行っている。 ○町が管理する橋梁については、上毛町橋梁長寿命化修繕計画(平成 25 年度策定)に基づき、長寿命化を図りながら維持管理を行うとともに計画的な修繕を実施している。 ○また、路面下の空洞調査については、緊急輸送道路から優先的に行い、陥没危険度の高い空洞に対して速やかに補修を実施している。 ○道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設毎の長寿命化計画を早急に策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。
河川施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(建設課) ○河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設毎の長寿命化計画を早急に策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。

砂防施設等の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)(建設課)

○県では、管理する砂防堰堤や溪流保全工等の砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設について、長寿命化計画の策定に必要な施設の点検を実施し、施設の長寿命化計画の策定に向けた検討を行っている。

○砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、施設毎の長寿命化計画を早急に策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新が必要である。

中継所の非常電源の確保(総務課、建設課)

○警察情報通信について、災害の影響により中継所における商用電力の供給断が発生したことから、県と連携し、非常用発動発電機等の機能喪失等を想定した訓練実施や商用電力の供給断に備えた施設整備が必要である。

治山施設の老朽化対策(建設課)

○県では、管理する治山施設については、治山ダム や海岸施設の点検を終えており、山腹施設についても点検が実施されている。

○治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、これらの点検結果に基づく計画的な維持管理を行う必要がある。

7 制御不能な二次災害を発生させない

7-1) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【再掲⇒1-2)、6-2)、6-5)】(総務課、産業振興課、建設課)
人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進【再掲⇒1-3)、6-5)】(総務課、建設課)
治山施設の整備【再掲⇒1-3)、6-5)】(総務課、建設課)
土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化【再掲⇒1-3)】(総務課)
農地の防災・減災対策【再掲⇒5-2)、7-3)】(産業振興課)
農業水利施設の老朽化対策【再掲⇒5-2)】(産業振興課)
河川施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)【再掲⇒6-5)、1-2)】(建設課)
ため池の防災・減災対策(産業振興課) ○近年の豪雨等により多くのため池が被災したことを踏まえ、国が定めた「新たな防災重点ため池の選定基準」により、県と連携して防災重点ため池を再選定した。ため池の更なる防災対策を図るため、ハザードマップの作成や決壊した場合に影響度が大きい防災重点ため池から劣化状況評価などの取組が必要である。
地域における農地・農業水利施設等の保全【再掲⇒7-3)、5-2)】(産業振興課)

7-2) 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等(住民課) ○大気環境や水質、土壌の保全等を図り、町民の健康被害のリスクを低減するため、大気汚染物質、水質汚濁状況及びダイオキシン類の常時監視や、事業者等に対する指導等を行っており、引き続きこのような取組が必要である。 ○また、災害時にも大気汚染情報の観測・発信を継続できる体制や、環境中の有害物質のモニタリングを実施できる体制を確保する必要がある。
毒物劇物の流出等の防止(子ども未来課) ○災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、毒物劇物の営業者等への立入調査や講習会の開催等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、県ホームページを活用した毒物劇物の事故未然防止対策等の情報発信、事故発生時における関係行政機関及び取扱事業者との連絡・協力体制の確保等を行っている。 ○毒物劇物の流出防止のため、県と連携し、引き続きこのような取組が必要である。

7-3) 農地・森林等の被害による国土の荒廃
農地の防災・減災対策【再掲⇒5-2)、7-1)】(産業振興課)
地域における農地・農業水利施設等の保全(産業振興課) ○食料の安定供給のみならず、国土保全や自然環境の保全等農業の有する多面的機能を支える農地、農地周辺の水路、農道等の地域資源は、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきたことから、市町村を通じて、農業者、地域住民等で構成される活動組織により実施される水路、農道等の保全活動を支援している。 ○農地等の地域資源の保全管理のため、引き続きこのような取組が必要である。
荒廃農地対策(産業振興課) ○県や農業委員会と連携し、利用状況調査による荒廃農地の発生・解消状況等の把握を行うとともに、再生利用等を促進する。 ○土砂災害防止にもつながる荒廃農地の解消による農地の有効利用を促進するため、引き続きこのような取組が必要である。
森林の整備・保全(産業振興課) ○森林の荒廃を未然に防止し、森林の有する水源かん養や土砂災害防止等の公益的機能を持続的に発揮させるため、福岡県森林環境税を活用し、町が実施する強度間伐による針広混交林化や流木化する可能性の高い立木の伐採・搬出等を行っている。 ○また、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、森林所有者、森林組合等が行う間伐等の森林整備に要する経費の一部を助成している。 ○森林荒廃の未然防止、森林の有する多面的機能の維持・向上のため、引き続きこのような取組みが必要である。

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1) 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

災害廃棄物処理体制の整備(住民課)

○県では、平成 29 年及び 30 年の豪雨災害において、被災地の迅速な復旧・復興のため、被災市町村からの災害廃棄物の広域処理要請に応じ、他の市町村や災害時の協定を結んでいる関係団体との調整を行うなど、支援を実施している。

○災害廃棄物処理計画の策定を検討するとともに、実効性の向上に向け、職員等の人材育成を図る必要がある。

8-2) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

防災担当職員等の育成(総務課)

○県では、県及び市町村の防災担当職員を育成するため、講習会の開催、講師の派遣、災害復旧事業の解説 DVD の作成・配布などの取組や、実践的な能力を高めるための演習を行っている。また、緊急初動班の訓練や職員に対する研修会の開催等の取組を行っている。防災担当職員等の更なる育成のため、引き続きこのような取組が必要である。

迅速な応急・災害復旧のための自治体支援(建設課)

○県では、市町村の復旧・復興を支援するため、災害復旧の申請などに必要な技術支援を実施している。被災からの復旧・復興を迅速に行うため、引き続きこのような取り組みが必要である。

公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築(建設課)

○県では災害に備え、関係出先機関ごとに管内の建設関係業者との間で「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定」や、県土整備部と建設関係業界団体との間で「災害復旧支援業務等に関する協定」等を締結している。

○災害時に復旧業務を円滑に行える体制を確保するため、県と連携し、引き続きこのような協定の締結先を増やす取組が必要である。

災害ボランティア活動の強化(総務課、長寿福祉課)

○県と連携し、災害ボランティアセンターの円滑かつ効果的な運営体制の構築を図るため、町社会福祉協議会の職員等を対象とする災害ボランティアコーディネーターの養成や、災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成などを行っている。

○また、平成 28 年熊本地震、平成 29 年7月九州北部豪雨等の対応状況を検証したところ、災害ボランティア活動における関係機関の役割の明確化と連携方策の検討が必要であるという課題があった。

○災害ボランティア活動の更なる強化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

農地防災・災害アドバイザーの育成・確保(建設課)

○農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、平常時の農業用施設の点検や維持管理の指導のほか、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザーを育成・確保し、体制整備に努めており、引き続きこのような取組が必要である。

8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

地域コミュニティの活性化(総務課)

○県は、市町村における地域コミュニティ活性化の取組を支援するため、市町村職員を対象とした研修会や自治会役員等を対象とした活動事例報告会の開催、情報誌の発行等の取組を行っている。

○地域コミュニティの更なる活性化を図るため、引き続きこのような取組が必要である。

被災者等支援制度の周知(総務課、長寿福祉課、子ども未来課)

○県は、大規模な災害が発生した場合には、人命及び財産に多大な被害をもたらす可能性があり、こうした場合には被災者の生活再建が急務となるため、各種被災者支援をまとめて「被災者支援関連制度」として、ホームページで公表を行っている。

○より一層の周知が必要であるため、県と連携し引き続きこのような取組が必要である。

貴重な文化財の喪失への対策(教務課)

○町内所在文化財について、日常管理とともに、位置情報をハザードマップに重ねるなど日頃から、自然災害を想定した防災対策を講じる。施設における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物被害を最小限にとどめるとともに、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。

8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

地籍調査の促進(総務課、住民課、産業振興課)

○近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、土砂災害警戒区域等の災害が想定される地域の地籍調査を促進し、被災後の復旧、復興を円滑に進める上で、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、引き続きこのような取組が必要である。

建設型応急仮設住宅の供給体制の整備(総務課、住民課、建設課)

○県では、平成 24 年度に「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」を策定し、地震防災アセスメント調査による想定地震被害から建設必要戸数(避難世帯数から民間賃貸住宅の借上げ可能戸数を控除して算定)を想定し、最大となる建設必要戸数の供給体制の確保、建設に必要な用地の確保、仮設住宅の仕様、建設・運営・撤去までの事務、執行体制等を定めた。

○町は、被災者に対して応急仮設住宅を迅速に提供するため、予め住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努めている。

○県は、災害時における必要な仮設住宅の供給に備えるため、プレハブ造の仮設住宅について一般社団法人プレハブ建築協会との間で建設に関する協定を締結(平成 7 年 3 月)した。また、木造の仮設住宅の供給体制の充実を図るため、建設に関する協定を、県内の建設業者で構成された福岡県建築物災害対策協議会(平成 28 年 6 月)、タマホーム(株)(平成 29 年 11 月)、一般社団法人日本木造住宅産業協会(平成 30 年 2 月)及び一般社団法人全国木造建設事業協会(平成 30 年 6 月)の4団体と締結するとともに、供給体

制の強化を図るため、協定締結団体への研修会等を実施することとしている。

○今後も、県と連携し、災害時に応急仮設住宅が迅速かつ適切に提供できる体制を維持することが必要である。

公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備(住民課)

○災害発生時における被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅に関する応急的な住宅支援について関係団体と情報の共有を図っている。

○今後も、災害時に被災者に対する迅速な住宅支援を実施するため、県と連携が必要である。

別表2 KPI 一覧

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
目標1 直接死を最大限防ぐ							
1-1) 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生							
住宅の耐震化率	総務課、住民課	%	H27 年度	47.1	R4 年度	90	町/県
特定建築物の耐震化率	総務課、住民課、教務課	%	H27 年度	80	R4 年度	90	町/県
特定天井等非構造部材の定期点検等の対策	総務課、教務課	施設	R3 年度	10		取組推進	町
1-2) 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生							
治水協議会の参加	総務課、産業振興課、建設課	回	R3 年度	年1回開催(毎年度)		継続参加 年1回開催(毎年度)	町/県/国
想定最大規模降雨による山国川及び佐井川洪水ハザードマップの作成	総務課	%	R1年度	100		随時改訂	町

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主 体
大規模氾濫減災協議会の参加	総務課	回	R3 年度	年1回開 催(毎年 度)		継続参 加 年1回 開催(毎 年度)	町/県/ 国
避難情報等(水害)の適切な判断基準の設定	総務課		R3 年度	設定済		随時改 訂	町
1-3) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生							
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定区域の指定	総務課	区域	H25 年度	警戒区 域:204 区 域 特別警戒 区域:192 区域		随時見 直し	町/県
土砂災害ハザードマップの作成	総務課	%	H26 年度	100		随時改 訂	町/県
1-4) 防災リテラシー教育の不足等に起因する避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生							
防災パンフレットの普及啓発	総務課		H26 年度 R1 年度	作成 改訂		随時改 訂	町
避難行動要支援者の個別避難支援計画を策定	総務課、長寿福祉課	%	R3 年度	50	R8 年度	100	町

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
地震等に関する避難訓練の実施率	教務課	%	R3 年度	小:100 中:100		取組継続 年1回 開催 (毎年度)	町

[illegible]

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生							
2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生							
町が指定した福祉避難所における社会福祉施設等の数	総務課、長寿福祉課、 子ども未来課	施設	R3 年度	3		取組推 進	町

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する							
3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下							
業務継続計画の策定	総務課		R3 年度	地域防災 計画で主 要事項記 載		個別計 画の策 定	町
災害時受援計画の策定	総務課	%	R2 年度	100		随時改 訂	町
災害対策本部訓練実施回数	総務課	回	R3 年度	0		年 1 回 実施	町
目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する							
4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能							
福岡県防災・行政情報通人ネットワークシステム再整備	総務課		R1 年度	整備完了		随時改 修	町/県
町防災行政無線デジタル化	総務課		R2 年度	整備開始	R4 年度	整備完 了	町
情報伝達手段の多重化	総務課		R3 年度	メール、 LINE、 SNS		継続、拡 大	町

[illegible]

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
応急給水研修の実施	建設課	回	R3 年度	0		取組推進	町/県
6-3) 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止							
地震対策上重要な下水道管きょにおける地震対策実施率	建設課	%	R3 年度	検討中		取組推進	町
下水道 BCP に基づく訓練の実施	建設課	回	R3 年度	0		取組推進	町/県
農業集落排水施設の機能診断実施	建設課	施設	R3 年度	2		取組推進	町
合併処理浄化槽整備事業補助金	建設課	件	R3 年度まで	1378	R8 年度まで	1578	町
6-4) 交通インフラの長期にわたる機能停止							
長寿命化計画 (橋梁、トンネル、大型カルバート)	建設課		R3 年度	橋梁のみ 策定	R4 年度	計画策定	町
6-5) 防災インフラの長期にわたる機能不全							
長寿命化計画策定 (道路施設)	建設課	%	R3 年度	検討中		取組推進	町
長寿命化計画策定 (河川施設)	建設課	%	R3 年度	検討中		取組推進	町

[illegible]

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
荒廃森林の整備面積	産業振興課	ha	H30 年度	長期間放置された私有林(スギ・ヒノキ林)。1施工地の面積が0.05ha以上。	R9 年度	森林所有者と事業実施に関する協定を締結した箇所の施業を行う。	町/県
中山間地域等直接支払制度の集落で地域農業を支える体制づくりに取り組む集落数	産業振興課	集落	R3 年度	9	R7 年度	9	町/県
多面的機能支払交付金事業に取り組む組織数	産業振興課	組織	R3 年度	20	R6 年度	20	町/県
町有林の整備面積	産業振興課	ha	H25 年度	属人の森林経営計画を策定し、管理を行う町有林。面積が0.1ha以上。	R4 年度	属人の森林経営計画を策定し、計画的に施業を行う。	町/県

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
国の森林環境譲与税の活用	産業振興課		R1 年度	各種補助事業を活用できない町有林等。		森林の有する公益的機能を長期的に発揮するように森林整備等を行う。	
目標 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する							
8-1) 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ							
災害廃棄物処理計画策定(進捗率)	総務課、住民課	%	R3 年度	50		取組推進	町
仮置場の候補地数	住民課	箇所	R3 年度	0		取組推進	町
災害廃棄物処理応援協定の締結数	住民課		R3 年度	0		取組推進	町
8-2) 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態							
防災担当職員等を対象とした講習会への参加	総務課、建設課	回	R3 年度	0		年1回参加	町

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
緊急初動班(避難所対応含む)の訓練	総務課、長寿福祉課、子ども未来課	回	R3 年度	0		年1回 実施	町
災害復旧に係る研修会等への参加	総務課、建設課	回	R3 年度	年2回		継続(年 2回参加)	町
8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失							
8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態							
地籍調査の進捗率	産業振興課	%	R3 年度	47	R6 年度	100	町
建設型応急仮設住宅の建設可能戸数の確認及び建設候補地台帳の更新	総務課、住民課	回	R3 年度	年1回		年1回 実施	町/県

別表3 個別の事業一覧

	局名	所管所属	事業名 (町)	国の交付金・補助金等の名称	地域計画 の施策 No.	事業の概要・実施箇所等
1	文部科学省	教務課	体育館建設事業	学校施設環境改善交付金	1-1	【体育館建設事業】 農業者トレーニングセンター及び健康増進施設の2施設については耐震性や老朽化の問題から廃止・統合を施設再編の基本方針としており、これら2施設を統合し新しい体育館を建設する。 ※施設の耐震性について 「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準(平成6年12月15日建設省告示第2379号)」のほか関係法令による耐震安全の分類を以下のとおりとする。 (1)構造体 Ⅱ類 (2)建築非構造部材 A類 (3)建築設備 乙類
2	農林水産省	産業振興課	ため池劣化状況評価事業	農村地域防災減災事業費補助(農村地域防災減災事業)	7-1	防災重点農業用ため池 50 池を調査し、劣化状況を評価する。
3	農林水産省	産業振興課	ため池耐震調査事業	農村地域防災減災事業費補助(農村地域防災減災事業)	7-1	防災重点農業用ため池 50 池を優先度に応じて耐震調査を行う。
4	農林水産省	産業振興課	ため池ハザードマップ作成事業	農業水利施設保全管理整備交付金(農業水路等長寿命化・防災減災事業)	7-1	防災重点農業用ため池 50 池のハザードマップを作成する。
5	農林水産省	産業振興課	鳥獣被害防止総合対策	農山漁村活性化対策整備交付金	7-3	農地被害及び農業被害防止のための防護柵整備。

	局名	所管所属	事業名 (町)	国の交付金・補助金等の名称	地域計画 の施策 No.	事業の概要・実施箇所等
6	農林水産省	産業振興課	鳥獣被害防止総合対策	農山漁村活性化対策推進交付金	7-3	鳥獣による農地被害及び農業被害防止を目的とした狩猟免許の取得費用助成及び捕獲用具の購入。
7	農林水産省	産業振興課	多面的機能直接支払交付金	多面的機能支払交付金	7-3	多面的機能支払交付金により農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する。
8	福岡県	産業振興課	荒廃森林森林整備事業	荒廃森林森林整備事業	7-3	福岡県森林環境税を活用して、長期間放置された私有林(スギ・ヒノキ林)を強度間伐等の施業を行う。
9	林野庁	産業振興課	森林環境保全直接支援事業	森林環境保全直接支援事業	7-3	属人の森林経営計画を策定し、町有林の間伐等の施業を行う。
10		産業振興課	上毛町森林環境整備事業	国の森林環境譲与税	7-3	国の森林環境譲与税を活用して、森林の有する公益的機能を長期的に発揮するよう森林整備等を行う。